

平成22年度修士論文

景観法と向き合う景観まちづくりの可能性と課題に関する研究

弘前大学大学院教科教育専攻家政教育専修 住居学研究室

09GP223 鹿内 綾子

## 目次

### I. 序論

研究の背景および目的

研究の方法

### II. 本論

#### 第一章 景観法の登場と運用状況

第一節 変わりゆく景観と自治体による保全・規制の取り組み

第二節 景観法の特徴と可能性

第三節 景観法の運用状況

第四節 景観形成の取り組みの効果と今後の課題

#### 第二章 伝統的な町並み保存から生活景へ

第一節 伝統的建造物群保存地区の成果と課題

第二節 黒石市こみせ通り 松の湯再生の活動

第三節 「ふつうの町」の景観を考える

#### 第三章 景観整備機構を活用した景観まちづくり

第一節 景観整備機構の特徴と今後求められる役割

第二節 財団法人京都市景観・まちづくりセンターの取り組み

第三節 岩手県北上市 いわて NPO-NET サポートによる取り組み

#### 第四章 多様な主体が存在する景観まちづくりに向けて

第一節 前川國男の建物を大切にすゝる会から学ぶ市民による景観へのアプローチ

第二節 弘前市景観計画策定に向けた市民参加の景観まちづくり

第三節 住民と行政を繋ぐ景観整備機構の活動 景観学習とその可能性

### III. 結論 一豊かな生活環境を実現するための景観まちづくりー

## I. 序論

研究の目的と背景

研究方法

## 研究の目的と背景

近年、経済社会の成熟化とともに、人々の価値観は量的充実から質的向上へと変化し、生活の質をいかにして高めていくかが重要な施策課題とされている。それにともない良好な景観形成に対するニーズが向上してきた。また、多くの地方都市で急激なモータリゼーションの進行に伴う無秩序な郊外化と中心市街地の疲弊が深刻な問題となっている。そのような変化のなかで都市景観や地域景観の均質化が進み、地域が持つ個性や魅力を失いつつある。こうしたことから、2003年7月には国土交通省が「美しい国づくり政策大綱」を策定・公表する。そのなかで「景観に関する基本法制の制定」を具体的な施策として掲げている。そして同時期には政府全体として「観光立国行動計画」が決定される。そこでもまた、地域の個性を磨き発揮する「一地域一観光」を推進するための重要な手段として「景観に関する基本法則の整備」が位置づけられている。また地域公共団体においても1970年頃から積極的な景観行政への取り組みを行い、各地で500以上の景観に関する自主条例の制定など、積極的に地域独自の景観の整備・保全の取り組みがなされている。しかしながら、地方自治体が設ける自主条例に基づく景観行政には、規制手法として強制力のない「届出勧告制」に留まっており、法律の根拠を持たないことへの限界も指摘されていた。国レベルで見ても、景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立であることや、景観に資する取り組みに対して財政上の支援が不十分である等、景観形成を推進する上で課題が多くあった。

このような状況を受けて、2004年6月に新法である「景観法」を含む景観緑三法が成立した。2005年の前面施行から早くも6年が経過し、この間に景観法を活用する地方公共団体も確実に増加している。ゆえに本研究では、まず景観法の特徴を知るとともに、自主条例では限界があった事柄について景観法を活用することにより良好な景観形成は可能となるかを見ていく。また景観条例の策定・運用にあたって、必要であると考えられる景観まちづくりと景観法の関係性について現在の状況と問題点を伝統的建造物群保存地区の制度を活用した取り組みも参考にしながら探っていく。また、景観形成の主体となるべき市民の景観まちづくりへの参加の可能性や、行政と市民による協働の安全で住みやすいまちを景観という視点から育てていく手がかりを考えていく。

## 研究方法

本研究では以下の方法を用いて研究を行った。

### II. 本論

#### 第一章 景観法の登場と運用状況

- 第一節 変わりゆく景観と自治体による保全・規制の取り組み
- 第二節 景観法の特徴と可能性
- 第三節 景観法の運用状況
- 第四節 景観形成の取り組みの効果と今後の課題

ここでは、景観法誕生の経緯と運用状況を、文献および、国土交通省のホームページを参考にみていく。

#### 第二章 伝統的な町並み保存から生活景へ

- 第一節 伝統的建造物群保存地区の成果と課題
- 第二節 黒石市こみせ通り 松の湯再生の活動
- 第三節 「ふつうの町」の景観を考える

伝統的建造物群保存地区の制度については文献を参考にまとめた。また県内で伝統的建造物群保存地区として認定を受けている黒石市中町での活動に自らも参加し、その活動および市内外に対しておこなったアンケートをもとに考察を行う。第三節では、日本建築学会都市計画委員会景観小委員会の直近の成果でもある『生活景』を参考にしながら、生活景という言葉の意味と、景観とまちづくりが連動する意義を考える。

#### 第三章 景観整備機構を活用した景観まちづくり

- 第一節 景観整備機構の特徴と今後求められる役割
- 第二節 財団法人京都市景観・まちづくりセンターの取り組み
- 第三節 岩手県北上市 いわて NPO-NET サポートによる取り組み

第三章では、景観法の中でも、景観まちづくりを担っていくであろう景観整備機構に着目する。第一節では、文献を参考に景観行政団体の法的な役割とその活用状況を述べる。第二節では、京都まちづくりセンターによる取り組みを、文献およびセンター内の展示物、センターで発行している資料等を参考に分析していく。第三節では現地調査や関係者へのヒアリングを中心に、いわて NPO-NET サポートの取り組みとその効果について考察する。

#### 第四章 多様な主体が存在する景観まちづくりに向けて

第一節 弘前市景観計画策定に向けた市民参加の景観まちづくり

第二節 前川國男の建物を大切に作る会から学ぶ市民による景観へのアプローチ

第三節 住民と行政を繋ぐ景観整備機構の活動 景観学習とその可能性

第一節では、事務局として参加することによって弘前市景観計画策定に向けた取り組みについて考察していく。第二節では前川國男の建物を大切に作る会の活動内容や理念を調べながら、市民による景観アプローチの可能性を探る。第三節では岩手県北上市の景観学習を追いながら、その関係者へのヒアリングを行い、考察する。

#### Ⅲ. 結論 ー豊かな生活環境を実現するための景観まちづくりー

文献やこれまで行ってきた現地調査をふまえて、景観まちづくりにける今後の課題を探る。

## II. 本論

### 第一章 景観法の登場と運用状況

- 第一節 変わりゆく景観と自治体による保全・規制の取り組み
- 第二節 景観法の特徴と可能性
- 第三節 景観法の運用状況
- 第四節 景観形成の取り組みの効果と今後の課題

## 第一節 変わりゆく景観と保全・規制の課題

景観は人の営みによって美しくも汚くもなる。景観への取り組みは1960年代の戦後の高度経済成長期に始まる。この頃の日本は山が切り開かれ海が埋め立てられるなど、人々にとって身近な環境に大きな変化があった。そしてこの時代、郊外にはニュータウンや団地が開発され、都市に集まる人々の生活の場となった。都心には中高層ビルが建ち並び、臨海部には工業群の風景が出現する。開発によって人々は大きな環境の変化を経験し、風景の喪失感を感じるようになる。そして新たにできた風景の出現とともに失われていく自然や歴史を守ろうとする動きが始まる。

まずは、京都や奈良、鎌倉といった日本を代表する古都の環境を守るために、古都保存法（1966）が制定された。古都という日本を特徴づけるような風土と歴史を持った地域の環境を守ることが、制度上の景観保全の始まりである。その後、60年代後半から70年代にかけて、金沢、倉敷、高山などで町並み保存の取り組みがなされる。このように地域独自の条例をつくって歴史的環境に価値を見出し、その町並みを守っていこうとする取り組みが始まっていくのである。この時条例をつくった金沢などの都市はいずれもふつうのまちと比べれば、伝統的な建物が建ち並ぶ特徴的なまちであり、歴史性を認めることができる場所であった。

歴史的町並みを守る活動は全国に広がり、多くの無名の町並みを守ろうという動きになった。1974年には、全国町並み保存連盟が発足し、1975年には、文化財保護法が改正され、重要伝統的建築物保存地区の制度ができた。これは建物が複数集まって構成する空間環境が文化財として認められたということである。

技術の進歩と生活様式の変化によって人々の暮らしは大きく変化していた。そんななか人々は、自分たちの住んでいる地域の歴史や文化への誇りはあっても、古い建物が残っていることは開発から取り残された結果だと思っていることが多かった。外から来た人や専門家がまちの歴史的価値を見出しても、伝統的建築物は必ずしも使いやすい空間ではないので、現代的な生活を望む人からは保存への反発もあった。それでも、この歴史的町並み保全は建物の維持は大変であるが、取り残された町並みが地域の観光資源になる。伝統的町並みに手を入れることによってきれいになると、見慣れた町並みのよさを改めて知り、町を大事にしたいと思う人が増えた。この歴史的町並み保全は、今も景観まちづくりの主要なテーマである。

1970年頃の景観についての考えは、ほとんどが歴史的町並みの保存であった。伝統的な様式の建物が立ち並ぶことに市街地の歴史性を認めている。建築様式や古い道に歴史的価値を見出しているのであり、その町並みを維持することが目的である。そんななか京都で京都市市街地景観条例（1972）がつくられ、はじめて「景観」という言葉が出てくる。京都の歴史的市街地とは古代の都城以来、常に変化してきた都市のことである。政変や戦争、経済活動の衰退を受けて、常に変化してきた都の営みが現在の市街地をつくっているとい



う認識である。誰もが歴史的で伝統的だと認識する京町家の保存を主目的とするのではない。京町家の伝統を守り活かすことにより歴史的環境の特徴を活かしつつ、京都らしい新しい都市づくりはどのようにおこなっていくかを論点としている。このように都市として生き続けるためには、京都市は保存では市街地環境の質を高めることはできないと考えた。京町家を保存し伝統文化を継承しつつ、新たな京都市の姿を創造していくことが、京都市の景観形成である。京都市の景観は都市の歴史を踏まえて、これからの姿を計画しようという意思がある。

70年代後半には、景観は歴史的町並みの保全に加えて、開発におけるアーバンデザインや公共空間のアメニティを高めるデザインが注目される。変化する市街地で居心地の良いまちをつかっていくために地域の人々が景観を育てるといった考え方が出てきた。景観は個々の建築物の価値によって評価されるだけでなく、多様な建築物によって構成される地区やまちの姿として、また、地域の歴史や生活が現れる地域環境として捉えられるようになった。

1980年には地区計画制度が創設される。都市整備のテーマは新たな市街地をつくる都市開発から、既成市街地の生活環境の整備や改善へと、都市整備のテーマが変化してきた。既成市街地のまちづくりを進める手法としてまず、地区ごとの特徴や問題点を知ることから始まる。まず目で見て身近な環境を把握し、そこから安心して心地よく住める地域をつくっていく。まちの良いところも問題点も景観に現れてくる。まちづくりのルールや計画を検討していくことは、建物や看板のデザイン、道や住環境などを考えることになる。地域の環境を良くすることは結果的に景観を良くすることにつながる。このようにまちづくりと景観は連動する。

この時期住まいづくりからまちづくりを考えたプログラムも始まる。地域住宅計画（HOPE計画：1983）は、失いつつあった地域固有の住まいの文化を継承し、地域固有の住まい方を目指している。住宅が工業製品化し、地域の住まいに文化や歴史が見えにくくなってきた日本において、地域の材料や技術に基づく建て方を継承し、生活環境を総合的に整備しようというものである。

景観とまちづくりがつながった当初は、大規模開発や一体的に計画できる地区での取り組みが主流であった。こうしたなか、各地のHOPE事業や既成市街地でのまちづくり活をとおして、住環境整備がまちの景観をつくっていくことがわかってきた。

90年代、景観条例を策定する自治体が急増する。1990年以降、毎年20から30を超える自治体で条例がつくられ、現在ある自主条例としての景観条例の約八割が90年代につくられていることとなる。景観条例の数は現在500件、全国の公共団体のおおよそ15%強にのぼっている。身近な風景のなかで、周囲に合わない建物や電線などが生活景観を損なっていることに気づき、地域らしさや、生活景観の安全や快適さを求めて景観まちづくりが盛んになる。景観は地域の整備と連動しながら、それぞれの自治体で独自に取り込まれてきた。

景観に関する条例は建設関係の法的根拠を持たないいわゆる自主条例である。自主条例の最大の問題は、財産権をどこまで制約できるかに関して見方が分かれていて、通常は指導勧告以上の規制措置を執らないということである。事業者が従順であれば自主条例でも一定の効果は発揮されるだろうが、目一杯の容積をつかってマンションを建設し、景観が大きく変化するなどの問題も起きてくる。このような事業者に対しては条例では効果が薄いといわざるを得ない。

この長年の自治体条例による取り組みと、90年代以降の一般的な市街地での人々の景観への関心の高まりが、2004年の景観法制定の背景にある。景観行政は地方公共団体による自主条例として取り込まれてきたものの、その限界から、必要な場合は一定の強制力を試行し得る法制度がつくられることが求められたのである。歴史的町並みを維持する取り組みから始まり、40年間の間に景観のとらえ方は多様化した。歴史的な町並みを保全するだけでなく、生活環境の質を高める風景づくりへと広がりをもせたのである。

## 第二節 景観法の特色と可能性

景観法は大きくとらえると、良好な景観形成の理念と、それを実現するための手段としての景観計画と景観地区および景観協定や景観協議会などの諸規定から構成されている。

まず、良好な景観の理念は、景観法が基本法の一つとして位置づけられていることを示している。「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠」と明確に謳っている。こうした良好な景観を「国民共通の資産」（第二条一項）と規定している。従来であれば画一的で、平等であるという考えでおこなわれてきた公共事業や各種の公共施策に対して、美しさを追求することを正しいと述べている。それだけでなく「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される」（第2条2項）として、地域の個性を前面に押し出して、他と異なることを積極的に進める点に景観法の特色がある。このように量的バランスから質的追求へと、まちをつくっていく際の国の方向性は景観法により大きく変化した。

景観地区は都市計画制度の地域計画のひとつであり、景観行政団体でなくても都市計画決定の手続きによって活用することが可能である。一方、景観計画は都市計画とは独立したしくみであり、景観に影響の大きい建物用途や容積率、また高度地区などできめる内容については、都市計画と棲み分けている。このため景観計画だけで景観に関わる建築物等のルールづくりをすべて出来るとはかぎらない。効果的な景観の保全や形成に向け、都市計画との役割分担を考えながら景観計画の内容を検討することが課題といえる。

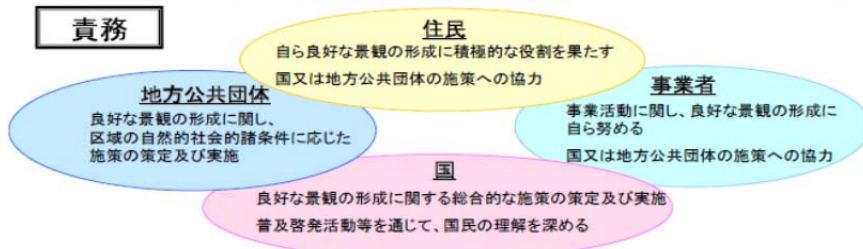
景観地区や景観計画は「規制」のための仕組みだと考えられがちだが、良好な景観の「創造」という視点も忘れてはならない。景観計画の届出・勧告制度や景観地区の認定制度を利用したデザイン誘導、他にも景観協定も景観規制のルールとして用いることが可能である。

# 基本理念と責務

## 基本理念

- 良好な景観は、現在及び将来における**国民共通の資産**
- 景観形成には、地域の**自然、歴史、文化等**と人々の生活、経済活動等との**調和**が不可欠
- 景観形成は、地域の個性を伸ばすよう**多様な形成**を図るべき
- 景観形成には、**観光や地域の活性化**への**配慮**が必要
- 景観形成は、**住民、事業者、行政の協働**によりすすめるべき

## 責務



国土交通省ホームページより

景観法が整備されることによって自治体にとってはどのような意義があるのか。景観規制に法的根拠が樹立されることによって、自治体の景観行政の意識はさらに深い段階へと向かった。しかし、景観法の法的特徴として第一にあげるべきは、景観行政団体がこの法律を使うかどうかは、まったくの任意となっている点である。これまでも独自に景観施策を展開してきた自治体は数多くあるが、それを継続することで足りるのであれば、必ずしも景観法を利用しなくてもよい。また、景観法は従来の都市計画関連法とは異なっていて、法自体が規制内容をメニューとして持っているわけではない。規制の中身はすべて条例に委ねている。したがって法のもとで条例を制定しないことには、景観法の効力は多くの地域には及ばないことになる。

景観法は条例による規制のあり方の全体像を明確にするために、景観計画の策定をおこなうように規定している。つまり、広域の景観整備の方針と景観整備のための行為規制のありかたを示し、従来の都市計画マスタープランなどの計画と整合性をとりつつ、今後の都市風景のありかたを計画していく必要がある。

このことは自治体にとって、都市を景観という視点から、市民と一緒にもう一度見直す絶好の機会である。これまでの行政計画とは異なり地形や眺望、緑や生活圏といった視点から計画を立案する機会が得られる。

以上のことをふまえて、景観法の大きな特徴として以下の事柄が注目される。

- ① 基本理念等基本計画法の性格と景観計画、景観地区、景観整備機構等具体的な規制や支援措置が定められている
- ②都市部だけでなく農村部、自然公園等、国土全体を横断的に対象としていること
- ③地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができること
- ④景観計画区域の変更命令等、景観を目的としていざというときに強制力を発揮できる措置を持っているということ
- ⑤景観地区等において建築物や工作物の形態意匠に係わる認定という新しい仕組みが整備されていること
- ⑥景観計画区域の策定の提案等 NPO や住民の参加の仕組みを大幅に取り入れたこと
- ⑦規制のみならず、景観協議会、景観協定、景観整備機構等ソフトな手法による景観整備・保全手法を設けていること。
- ⑧規制・誘導手法以外に、予算、税制、景観重要建造物に関する建築基準法の規制緩和など景観整備・保全のための支援措置を幅広く講じていること

#### ○景観法を活用するための個別手法と問題点

##### 〈1〉景観行政団体

景観行政団体とは、景観法において新たに導入された団体概念であり、景観法にもとづく多くの景観施策を実施する地方公共団体を指す。具体的に景観行政団体が行うことが出来るのは以下の行為である。

- ①景観計画の策定等
- ②景観協議会の設立
- ③景観計画に基づく建築行為等の規制等
- ④景観計画に基づく景観重要建造物の指定等
- ⑤景観計画に基づく景観重要樹木の指定等
- ⑥景観重要建造物／景観重要樹木に関する管理協定の締結
- ⑦景観協定の認可等
- ⑧景観整備機構の指定等

景観法は、景観行政団体をまずは 1. 政令指定都市 2. 中核市 3. 都道府県としている。そのうえで政令指定都市および中核市以外の市町村で景観行政団体になることを希望する市町村はあらかじめ都道府県と協議し、都道府県の同意を得ることができれば景観行政団体になることができる。地域から始まった景観まちづくりであるからこそ、地域ごとに多様な景観保全や形成のための工夫やまちづくりとの連携がある。景観づくりの担い手は地

域であるという視点から、運用の主体は市町村がなるべきと考えられていた。しかし、市町村が景観行政団体になると、都道府県が策定管理できる景観計画の区域から、その市町村が抜けてしまう。このため山並みや海岸線など複数の市町村が関わる広域の風景の総合的な計画が難しくなるという問題点もある。

## 〈2〉景観計画

景観計画は、景観法によって創設された良好な景観形成のための中核となるものである。自治体が自主的におこなってきた景観形成への取り組みの、景観法における受け皿ともいえる仕組みで、景観行政団体がその考えを示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けていくものである。

景観計画の特徴は、従来の国のしくみに比べて、地域特性や景観形成への取り組み状況に応じて自治体が独自に定める部分がとても多いことである。景観計画を策定した区域においては、建築物や工作物の新造改築、修繕や色彩の変更等の外観の変更、土地の形質の変更、木材の伐採等の一定の行為をおこなう際に、届出を行う必要がある。届出された行為が、計画で該当しない場合は勧告がなされることとされている。また、建築物および工作物の形態意匠については、変更命令を行うことが可能となっており、これまでの自主条例と比べ、実行力のある仕組みになっている。変更命令に違反した場合は、一年以下の懲役または50万円以下の罰金、届出を行わなかった場合においても30万円以下の罰金とされるなど、罰則により実効性を高めている点も、法に基づく制度となった効果である。これらを含めた景観計画の内容は以下のとおりである。

- ①景観計画の区域（景観計画区域）
- ②景観計画区域における良好な景観の形成に関する事項
- ③良好な景観の形成のための行為の制限にかんする事項（景観形成の基準）
- ④景観重要建造物の指定の方針
- ⑤景観重要樹木の指定の方針
- ⑥景観重要公共施設の整備に関する事項
- ⑦景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ⑧その他

①～③は景観計画に必須の内容であって、景観計画を策定する場合には、これらだけは最低限決めなければならない。

こうした他の法律に基づく事柄について、景観の観点から横断的に景観計画に位置づけることが可能となった点が、自主条例による取り組み大きく異なる点である。これまでは景観行政というと民間建築物に対する規制誘導が中心だったが、これからは景観法に基づき、

まちの骨格である公共施設と建築物や工作物、緑地、空閑地、屋外広告物など景観にかかわりのある事柄について総合的に調整・誘導していくことが可能となった。



### 〈3〉景観地区および準景観地区

景観計画よりも、より積極的に景観の形成や誘導をはかっていきたい場合、市町村は都市計画として景観地区（都市計画区域及び準都市計画区域外においては、市町村が条例で「準景観地区」を定めることが可能）を定めることができる。

景観地区は、美観地区を発展させて創設させた新しい制度であるが、従来の美観地区は「市街地の美観を維持するために定める」地区とされていたことから、既に一定の建築美が存在する地区だけが対象であった。しかし景観地区は「市街地の良好な景観を形成するために定める」地区とされ、今後良好な景観を形成していこうとする地区について幅広く指定することが可能となり、活用される可能性が大きく広がった。また、建築物に関する規制に加えて、工作物や木材の伐採など一定の行為についても必要に応じて条例で規制を行うことができる。

景観地区に関する都市計画には、

- ①建築物の形態意匠の制限
- ②建築物の高さの最高限度または最低限度
- ③壁面の位置の制限
- ④建築物の敷地面積の最低限度

このうち①については必ず定め、②～④については必要なものを定めることとしている。

景観地区内の建築物の色やデザインについては、景観地区の都市計画で定める①建築物の形態意匠の制限に適合することについて市町村長の認定を受けることが必要になる。景

観地区の最大の特徴が、この認定制度であるが、景観確認とは異なり、現場の即地的な環境を良く知る市町村長が、周辺との調和も踏まえて認定を行うことが可能となる。

また、認定を受けなければ着目することができないこと、違反建築物に対する是正命令、違反建築物の設計者・工事監督者・工事の請負人・宅地建物取引業者に対する措置等の規定が設けられているなど、しっかりとした担保措置が規定されていることもポイントである。

「認定」制度は、景観法により制定された新たな考え方である。これからは建物を建てかえるためには、地域の景観の基準に合っているかどうかの認定が必要なのが常識といわれるくらいになることが望まれる。

### 第三節 景観法の運用状況

我が国の景観行政の基本法である景観法が平成16年に施行されてからすでに6年目となっている。もともと地方自治体が独自の景観条例等を活用して取り組んでいた景観行政を後押しする形で法制度化されたものであり、法施行後も景観行政団体への移行や景観計画の策定は確実に増加しており、景観法を活用した景観まちづくりが各地で実施されている状況である。一方で各地での運用が進むにつれ、景観行政団体が良好な景観形成を図っていくうえで、運用面や制度面での課題についても指摘したい。ここでは、国土交通省が地方自治体に対して行ったアンケート調査やヒアリング結果をもとに、現在の景観法の制度の活用状況や、運用面や制度面の課題について、現在行なわれている取り組みも踏まえながら整理していきたい。

#### (1) 景観行政団体への移行状況

景観行政団体は、地域の景観行政を担う主体として景観法に規定された自治体であり、都道府県、政令市、中核市、中核市以外の市町村についても都道府県知事と協議し、同意を得れば景観行政団体となることができる（景観法第7条）。平成22年6月1日時点で、景観行政団体は452団体となっており、このうち47都道府県、19の政令市、40の中核市を除いた346団体が、都道府県知事の同意を得て景観行政団体に移行した市町村ということになる。景観行政団体の推移を見てみると、年間50から60の自治体が景観行政団体となっており、着実に増えている状況である。平成21年に8月に全国の地方公共団体に対して行ったアンケート調査によると、全体の37%の691団体がすでに景観行政団体又は今後景観行政団体になる意向を示しており、今後も景観行政団体への移行が着実に進んでいくと考えられる。

なお、調査結果では約6割の地方公共団体は「景観行政団体になる意向なし」と回答しており、そのうちの6割が「景観行政上の特段の課題がない」ことを理由としている。これは、景観上の問題が一切ないというよりは、景観を阻害するような高層マンションの建

設等の目立った問題が起きておらず他の行政団体と比べて優先順位が低いということだと思われる。しかしこういった地域での景観への取り組みをどう考えていくかも今後の課題になってくると考える。

## (2) 景観計画の策定状況

景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める計画であり、景観法に基づく取り組みの基本となるものである。平成 22 年 6 月の時点で、452 団体のうち約半数の 223 の団体において景観計画が定められている。景観計画の策定団体数も景観行政団体と同様に着実に増えてきている。今後の策定意向を加えると平成 24 年度末までに 500 を超える団体で景観計画が策定される計算になる。なお現在策定済みの景観計画の内訳は、都道府県 18 団体、政令市 15 団体、中核市 26 団体、その他の市町村 174 団体であり、法律上自動的に景観行政団体に移行した公共団体で必ずしも景観計画が策定済みになっていないのがわかる。

景観計画では、区域と方針を定め、一定の行為に対して届け出を義務づけて、勧告・変更命令により規制・誘導をすることとなる。では各地で策定される景観計画の特徴はどのようなになっているのだろうか。まず景観計画の対象区域である。これは都市計画区域外も含めて広く指定することができ、景観行政団体がその目的に応じた区域設定を行っている。約 9 割の景観行政団体は行政区域全域を景観計画の区域としている。また行政区域のうち景観上重要な地域に限定している事例や、区域を区分して段階的に全域に拡大していこうとする事例なども見受けられる。また行政区域全域を景観計画区域としている場合でも、多くの団体が重点地区等を設定して区域内を細分化し、地域の特性にあった景観規制、誘導をおこなうようにしている。

届け出対象行為については、建築物の建築や工作物の建設、開発行為だけでなく、景観行政団体が条例で定めることにより、一定の行為を対象とすることができ。また届け出の適用除外をすることも可能である。建築物の建設等や工作物の建設については、ほぼ全ての景観計画において届出対象行為とされているほか、土地の形質の変更や野外における土石等の堆積、木材の伐採などは多くの景観行政団体に届出対象行為に追加されている。

また適用除外については、行為そのものを除外する場合や（約 3 割の団体に開発行為について適用除外）、行為の規模（敷地面積〇㎡以上など）により適用除外を限定する場合がある。なお、届出対象行為のうち、建築物の建築等と工作物の建設等については、条例で特定届出対象行為として定めれば、形態意匠の制限について勧告に留まらず、変更命令を行うことができる。実際に約 8 割の景観行政団体が全部又は一部を特定届出対象行為としている。

### ・景観形成基準

景観形成基準は、建築物の形態意匠の制限や高さの最高限度などについて定めることができ、勧告や変更命令を行うための基準となるものである。ほとんどの景観計画で形態意匠に関する基準が定められており、特に色彩の基準については 7 割以上の計画でマンセル



地を用いた基準設定となっている。マンセル値の使用は、ネガティブチェック的な運用におちいってしまう可能性もあるが、数字で事前に明示できるという点で活用されているようだ。色彩以外の形態意匠についても地域の特性に合った基準が定められているものがあり、伝統的集落や歴史的な建築物による街並みが特徴的である地区などでは、数値やイメージ図等によって明示的な内容となっているものがある。沖縄県の石垣市では地場産の赤瓦を使うなど、素材を指定して地域にふさわしい景観形成を誘導しているように、地域の実情に合わせた取り組みがみられる。

他にも建築物の高さの制限について 8 割近くの計画で定められており重要な景観の構成要素としてとらえられていることがわかる。高さの基準については眺望景観の保全や既存のまちなみのスケールと不調和な高層建築物を規制するために設けられている。

このような規制・誘導のしくみはできたが、実際の活用状況はどうなっているのだろうか。平成 21 年 8 月の調査によると、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間で出された届出件数は 2 万 4611 件にのぼるが、届出に対して基準に反しているということで勧告を行うと検討した景観行政団体は 24 団体であった。しかし実際に勧告を行ったのはそのうちの 6 団体のみである。実際には勧告にいたらなかった場合の理由として多いものは、「届出後の協議により行為の制限を遵守する内容に変更されたため」であった。つまり届出後でも事業者との協議によって、景観計画に適合した内容に変更されていることがわかる。一方で回答は少数であったが「勧告をしたかったが、行為の制限の記載内容に勧告するだけの具体的明示性がなかったため」を理由にした団体もあった。このように多くの景観行政団体は勧告を行うことを検討したことがない。これは単に届出内容に問題がなかった、というわけではないと国土交通省も考えている。勧告ではなく事業者と協議により実質的に調整する方針があるとか、あるいは、景観形成基準がなかなか勧告を行う具体的明示性がないといった理由があると思われる。なお特定届出対象行為に対する変更命令については実績がない。

### (3) 景観地区の指定状況

景観地区は、市町村が都市計画法に基づく地域地区として定めるものであり、景観行政団体でなくても、また景観計画区域外であっても指定できる景観地区では、建築物の形態意匠の制限、高さの最高限度および最低限度、壁面の位置の制限などを定めることができる。現在では全国で 29 地区が指定されている。指定の仕方としては、旧美観地区から移行した地区のほか、景観計画区域内の重点地区を景観地区にして、より強力で景観形成を図るケースや、景観計画とは別に景観地区のみを指定しているところもケースもある。

景観地区という制度を選択した理由としては、「認定による裁量的な基準設定により遠き特性にあった景観形成が可能である」ことや「都市計画決定することにより強制力のある景観形成ができる」ことが多い。平成 21 年 8 月の調査によれば、さらに 300 の地方公共団体が今後の景観地区の活用の意向を示している。一方で活用の意向がないと地方公共団体の理由として、「景観地区を定めるまでの住民意識が醸成されていない」ことや「景観の具体像を明確にできる地区が想定できない」ことなどが多い。形態意匠の制限については市

町村長の認定という裁量的な手続きによって運用されることになり、他にも強制力のある制限が活用のハードルを高くしている一面もあるようだ。

#### (4) 景観協定の締結状況

景観協定は、良好な景観形成を目的として、土地所有者等の合意に基づいて定められる協定である。これは行政が定める景観計画、景観地区に加えて、地域住民が地域の特徴にあった景観のルールを定めることのできる制度である。建築協定で定められる建築物に係る基準だけでなく、工作物、緑化、屋外広告物に係わる基準を定めることができ、さらに規制にはなじみにくい清掃活動の回数やオープンカフェの設置などソフトの面のルールについても定めることができるのが特徴である。

景観地区の指定地区は現在 13 地区と少ない。それは景観計画区域内でしか定められないことや、全員合意による協定である点が活用しにくい、といったことが理由だと考えられる。また締結の仕方、新しく開発された住宅地で最初に開発事業者が協定を定めて分譲する方法、いわゆる一人協定が多い。地元の地権者達が主体となって締結した景観協定の例としては、由布市の湯の坪街道周辺地区がある。この協定では、温泉街の旅館や店舗などがお互いに、屋外広告物の企画や色彩に関する協定や、道路境界から 50 cm 以内の商品陳列の制限や夜間照明の制限といったソフト的な景観協定を締結している。このような事例はあるものの、活動実績がまだまだ少ない状況であり、今後の活用が期待されている。

#### (5) 景観整備機構の指定状況

行政だけでなく、地域の多様な主体が景観形成に参加する制度として景観整備機構がある。地域で活動する NPO 法人などを位置づけるものであり、現在 49 の景観行政団体で延 70 法人が指定されている。主な活動としては、専門家派遣や情報提供、相談等の支援や景観に関する調査研究であり、まちあるきなどのイベントやセミナーの開催といった普及啓発に取り組んでいる。法律上は、景観重要樹木や景観重要建造物の管理業務や景観重要公共施設に関する事業も想定されているが、これらの活動についてはまだまだ実績がない。

### ○ 運用面での取り組み状況

#### (1) 事前協議制度の活用

景観計画区域内における届出については、届出から 30 日以内の行為着手制度がかかり、届出内容が景観形成基準に適合しない場合は 30 日以内に勧告（または変更命令）を出すことになる。しかし、行為着手の 30 日前という段階では計画内容の大幅な変更は実態上とても困難である。よってより早い段階から事業者と柔軟な協議を行うために、多くの景観行政団体において、法律上の届出手続きの前に事前協議制度を設けている。平成 21 年 8 月の調査では、188 の景観計画策定済みの団体のうち、94%にあたる 176 の団体で何らかの事前協議の機会を設けているという。

#### (2) 広域景観への取り組み

景観法は基礎自治体を、景観行政を行う主体の基本としているが、連担する市街地や街

並み、河川等の流域など自治体の区域を越えて形成する広域的な景観の形成について、制度上は設置されていない。

#### ① 都道府県の役割

広域景観を考える際に、一定の役割を果たすであろうと想定するのが都道府県である。都道府県も景観行政団体になり、景観計画を策定できる。景観計画の策定については都道府県によってスタンスが異なり、大別すると①自らが広域的に景観計画を策定し、市町村の景観計画に反映させる。②区域内の特に重要な広域景観について部分的に景観計画を策定し、そのほかの地域については市町村が景観計画を策定することを支援する。③自らは景観計画を策定せずに、広域的なビジョンを示すなどして、市町村の景観計画の策定を支援する、というパターンがある。また、市町村の定める景観計画について、計画策定の際に広域的な観点から都道府県と協議する仕組みは、景観法上では位置づけられていない。景観行政団体への移行の際の協議・同意手続きの際に、広域的な景観形成の方針について調整している場合もある。

#### ② 景観行政団体の連携

広域的な景観について、計画を策定する際だけでなく、実際に景観形成を図っていく際には、関係している景観行政団体が連携して取り組んでいく必要がある。

先進的な自治体ではすでにこういった連携の取り組みが行われている。都道府県レベルと、市町村が連携している例としては、滋賀県及び滋賀県内の景観行政団体である市町村による滋賀県景観行政団体協議会の設置などがある。この協議会では琵琶湖を越えた対岸の眺望景観や歴史的な街道沿いの景観など広域的な景観形成に対する活動を行うほか、県内で活動する電力会社といった広域的な事業者と事前協議の協定を結ぶなどの取り組みを行っている。

### 第四節 景観形成の取り組みの効果と今後の課題

景観法が施行されてから、各地では地域の特性に合わせた景観形成の取り組みが行われている。地方公共団体が景観形成の効果をどのように捉えているかを見てみると、景観計画を策定済みの景観行政団体約 3/4 が「景観を阻害する色彩が抑えられた」を効果としてあげている。色彩については、ほとんどの景観計画で制限を定めているし、事業者も配慮しやすい、ということだろう。実際、全国展開している事業者で、コーポレートカラーを地域の景観に配慮した色彩に変更している事例も見られるようになった。また景観計画策定の波及効果としては、多くの団体で住民や行政職員の景観に対する意識が高まったと回答している。これは建築行為を行う事業者についても同じことが言えるだろう。法律として位置づけられたことで指導にしたがってくれるようになった、という声もある。一方で、

景観への取り組みが地域の経済や地価へ影響を与えたかどうかについては、景観の経済効果が発現されるまでにはまだ時間を要するためか、回答も少なめである。建築物の新築や既存の建物の建て替えといった個々の事象を捉え、良好な景観となるよう誘導できたか、あるいは景観を阻害するのを抑えられた、という評価は可能であろうが、地域全体の景観に対してどう効果があったかを評価するには、まだしばらく時間が必要であるし、現在意の取り組みを継続していく必要もある。

景観法は景観形成を行うための基本ツールであるが、このツールを活用しつつ、法では規定していない部分での独自の取り組みを進めていくことにより、地域の特性に応じた景観行政を行っていくことが期待されている。しかし現在の活用状況から見ると、景観法を活用するといっても、行政による景観形成に向けた規制・誘導に留まってしまうがちである。多くの地域で景観法を活用する動きは見られるものの、景観法から地域独自の景観について市民と共に考え、守り育てていく積極的な景観まちづくりに発展するのは難しい状況にあると考える。

## Ⅱ.本論

### 第二章 伝統的な町並み保存から生活景へ

- 第一節 伝統的建造物群保存地区の成果と課題
- 第二節 黒石市こみせ通り 松の湯再生の活動
- 第三節 「ふつうの町」の景観を考える

## 第一節 伝統的建造物群保存地区の成果と課題

景観の取り組みは、長年にわたって各地で進められてきたが、その多くが歴史的町並みを保存するものだった。現在でも文化財としての歴史的景観を保全する活動は景観まちづくりの代表格である。そんな歴史的町並みにおける代表的な施策には伝統的建造物群保存地区という制度がある。第二章では景観法が登場する以前から、一定の効果をあげてきたこの伝統的建造物群保存地区に注目し、歴史的町並みが日々変化する現代社会とどう向き合っているか、またその取り組みや伝統的建造物群保存地区の地域景観保全の視点から、今後の景観形成のあり方を考える。

その文化財保護法による伝統的建造物群保存地区制度は昭和50年に生まれた。以来、地域の歴史や文化を伝える町並みを持つ全国の市町村が次々と名乗りを上げている。平成22年4月の段階では、重要伝統的建造物群保存地区は87地区が認定されている。この制度から見ても、全国各地では伝統的建造物を中心に地区全体の歴史的環境が保存、整備され、歴史的個性を活かした地域活性化が図られている。

伝統的建造物群保存地区制度は、高度経済成長期の開発や急速な都市化によって、歴史的建造物や自然を含めた歴史的環境の破壊に対する危惧やその拡大を抑えるために始まったのが大きな理由と言える。この制度は実際に人々が生活している場所である集落や町並みにおいて、そこに残る歴史的建造物とその周辺環境を共に保存していくことを目的としている。このことは歴史的建造物に関係のある環境や景観にも保存の対象が広がり、人々の歴史的建造物の価値を見る視点も変化してきた証拠ともいえ、これまでの保存制度のあり方を大きく変える画期的な制度といえる。

伝統的建造物群保存地区とは、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために市町村が指定するものであり、このうち我が国にとってその価値が特に高いものについて、国は市町村の申し出を受け、重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や技術的指導を行っている。成熟社会を迎える日本において、国民の歴史や伝統を求める文化的志向はますます強くなり、多くの人々がこれらの地区を訪れている。また近年では、このような伝統的建造物群保存地区の集落、町並みの保存は、地区の個性を活かした持続的なまちづくりとして、国の内外から注目を集めるようになり、ますますその重要性が高まっている。

伝統的建造物群保存地区の制度は以下のようになっている

・ 伝統的建造物群保存地区制度の決定にいたるまで

### (1) 保存対象調査の実施と保存条例の制定

伝統的建造物群保存地区を目指そうとする町並みに備わる伝統的建造物群の文化財的価値を調べるため、町並みの歴史、建築物の特質、景観の現況さらには社会的実態について

詳しく調査を行い、調査報告書を作成する。その調査結果を受け、保存地区の保存のしくみ・審議会を設置等を定めた保存条例を市町村が作成する。

## (2)保存地区の範囲の決定

保存条例に基づき、審議会の答申を得て、都市計画区域内にある地区については、都市計画決定の告示によって、それ以外の地区についてもこれに準じた手続きを経た告示によって保存地区の範囲を決定する。

## (3)保存計画の策定

保存条例に基づき、地区の保存の方針、伝統的建造物等の特定、伝統的建造物等の保存整備計画、伝統的建造物群保存地区内の管理・防火施設や環境整備の計画、助成措置等の内容を定めた保存計画を定める。

## (4)重要伝統的建造物群保存地区選定

(1)～(3)の過程を経て決定された伝統的建造物群保存地区のうち、市町村からの申請に基づき、国の文化審議会への諮問を経て、国として特に価値の高いと判断された伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定し、国や県が支援を行っていく制度もある。

### ・伝統的建造物群保存地区における保存事業

#### ◇伝統的建造物の修理・伝統的建造物以外の建造物の修景

地区内では、毎年計画的に伝統的建造物の修理が進められている。また、同時に伝統的建造物以外の建造物の増改築に際しても、保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように工事が進められる修景工事も行われる。これらの修理・修景工事においては、建造物の所有者と設計者、施工者、行政担当者が事前に十分話し合いながら、工事の計画を立てる。工事はその形式・意匠・工法・材料などを十分に検討し、伝統的建造物の場合は、文化財建造物としての価値を維持・回復するように、伝統的建造物以外の建物は、地区の歴史的風致と調和するように計画することが求められる。これらの計画においては同時に構造補強や防火性能の向上なども行う。

#### ◇伝統的建造物群保存地区内の防火施設等の整備

保存地区においては、土蔵造り・火除け地・防火林・用水路など地区の建造物や環境に備えられた防災に対する備えや地区のコミュニティの力など、地区がこれまで培ってきた防火機能の充実を図ることが大切である。しかしながら、伝統的建造物群保存地区の多くは木造家屋の密集する地域であり、これらがそのまま地区住民の生活の場でもある。このため火災・地震・風水害などの災害から地区を守るため、地区ごとに策定された防火計画

に基づいて、防火水槽・消火栓・火災報知機の設置や防火センター・防火広場の整備などが重点的に進められている。

#### ◇伝統的建造物群保存地区の管理施設等の整備

保存地区においては、地域住民を中心に建築関係者、観光関係者、行政関係者をはじめ様々な人々の協力とここを訪れる来訪者との交流が、保存を活かしたまちづくりに欠かせない。このため、地区内の伝統的建造物の空き家などを利用して郷土資料等の展示機能や案内・交流などの機能を持たせた町並み保全センターとして整備を進めている。このセンターの管理・運営については地区住民が参加し、伝統的建造物としての公開や町並み保存に関わるイベントの会場、来訪者との交流会場として積極的に活用されている例もある。

#### ◇伝統的建造物群保存地区の環境整備

保存地区内の道路や水路、駐車場などのオープンスペースは、地区の生活環境として欠かせないものであると同時に、伝統的建造物群と一体をなして地区の歴史的風致をかたちづくる重要な要素である。このため、その整備にあたっては、交通や安全などに配慮しながら、安易な既製品の適用ではなく、保存計画の方針に従い、地区の歴史的風致と調和した独自の方法の検討に基づいた道路、街灯、公園等の基礎施設の整備を進めることが求められている。またこれには来訪者の為の案内看板や説明板などのサイン整備も含まれている。

#### ◇伝統的建造物群保存地区の助成措置等

保存地区における上記の整備を進めるには、これらを支える地区住民を中心とした多くの人々の活動が積極的かつ自律的に進められる必要がある。このため保存地区内の伝統的建造物の家屋にかかる固定資産税の免除が行われている。また、伝統的建造物の修理や保存計画に定める基準に従った伝統的建造物以外の建築物の修景において、外観およびこれと一体をなす内部(構造体)の工事に対して、一定割合の補助金が支出されるとともに、様々な技術的支援も行われる。また地区住民による保存会や建築関係者、行政関係者を含めた協議・相談の場の提供、地区の保存に努力された方々への顕彰など様々な支援措置がある。

伝統的建造物群保存地区制度で注目すべき点は、この制度が成立するきっかけとなったのは、市町村の地域住民であったことである。住民たちが自分たちの生活の場である住居や町並みを守りたいという意識のもとに、小規模の活動として始まったのがきっかけである。やがて地域住民の組織化による保存活動の活性化によって、自治体が歴史的環境保存問題に積極的に取り組む動きにもつながった。それは最終的に、国による歴史的町並み保存制度の確立として文化財保護制度の改正に働きかけ、伝統的建造物群保存地区制度の成



立につながった。このことは、保存活動に主体的に取り組んだ地域住民の成果が社会的に認められたことでもある。さらに歴史的環境を保存していく必要性があり、そのための活動をしていく必要性が、社会全体に拡大し、多くの人々の意識にも芽生えてきた表れともいえる。

伝統的建造物群保存地区の保存事業は、伝統的建造物の修理などを中心とする事業ではあるが、関連する様々な事業が展開され、住環境や観光などの産業振興にも成果が表れている。こうして保存地区では、保存事業の進展により周囲の環境と調和のとれた美しい歴史的町並み・集落景観が維持又は回復され、さらに地区内の人々の自らの生活環境に対する自身や誇りもいっそう強まり深まっている。

そして、この制度に励まされ、各地で地域の文化や歴史を再評価し、自然や生活環境の保全と再生を図る努力が広がっている。各地で景観条例の制度が続いているのもそれらに対する人々の関心の深まりを示している。自然環境、歴史的文化景観、現代都市景観などのそれぞれの観点からきめ細やか地域設定を行い、その景観基準を定めて、建築行為などについて景観の保全・形成のための誘導を行うとともに、景観上重要な建築物等の保全を図ることなどが、まちづくりの当然の内容として、しだいに一般化しつつある。

また歴史的集落や町並みの保存は地域活性化に効果があると認識され、文化振興や観光誘致についてそれぞれ3割から4割の効果があるとされている。これらの地域では、活性化を具体的に担う一つとして、資料館や公開建物、集会施設、物産販売所等参加交流型の施設が整備され、保存会やボランティアなどの参加も得て運営されている。

以上のことから、伝統的建造物群保存地区制度は歴史的建築物や町並みと人々との持続的に発展していく良い関係を構築していく上で、必要かつ重要な保存制度となってきたといえる。

歴史的集落・町並み地区やその周辺では近年、道路や河川整備、公共施設など公共事業が進んでいる。特に伝統的建造物群保存地区では近年、様々な事業が導入されている。これらの事業は大きな成果をあげている一方で、時にその規模や機能、またデザイン上の配慮の無さから歴史的景観を損なっているものもある。いずれにしても、様々な事業主体、財源に基づく各種の事業を、歴史的景観の保存と整備の観点から、地域として調整し統合する知恵が求められている。

また増大する観光客をどう受け入れるかも重要である。一般的に観光は地域活性化に役立つといえるが、一方では、要量を超えた観光は地域の景観や環境の破壊、住民間の利害対立、プライバシーの侵害等のマイナスを引き起こす。本来の観光とは、伝統的な集落町並みを訪れる人々と、地域住民がその地域の主体として交流しあうことではないだろうか。それを実現させるためには、地域における不断の話し合いと協議が必要であり、このためには健全な地域コミュニティの活性化が必要である。さらにこれに加えて、自治体職員の見識と熱意や専門家の協力体制の整備が重要である。

この制度は、生活との関連においての人々の保存や活用による主体的な努力を想定して

いることが、それ以前にもあった史跡や名勝を保存する制度とは大きく異なる。伝統的な建造物の保存を中心としつつも歴史的環境、歴史的空間全体の保存施策であり、地域住民ほぼ全員の合意を得て、市町村の立場で地区を指定し、その保存と整備は地域住民と市町村自らが行うという、まさに文化財の保存が日常生活の場で行われる制度である。市町村は、生活基盤の建設事業、農水産業や商工業等地域産業振興事業、福祉事業等、まちづくりに係わる様々な事業を保存事業と共に行う。特に近年は、保存地区内で文化財の公開活用に資する地域文化財保全事業(地域おこし事業)、町並み整備事業等の歴史的環境に配慮した建設事業が盛んに行われている。個々の事業に課題が無いとはいえないが、伝統的建造物群保存地区の制度は、地域の人々が地域の歴史的資源を発見し、それを価値づけ、維持・整備し、まちづくりに活かすという、これからの文化財保護行政のひとつのあり方を示している。

伝統的建造物群保存地区では、歴史的な建造物を保存すると盛んに表現している。しかし、これからのまちづくり、地域づくりにおいては保存するだけでは不十分である。長い歴史の積み重ねによって構築された地域らしさが失われてきた時代だからこそ、この制度が生まれ各地で活用されてきた。この制度は、昔のまちの姿を再現し、タイムスリップしたような町並みをつくることが目的ではないはずだ。また制定にあたり地域の意見や力が求められる伝統的建造物群保存制度は、自分たちの文化を守り、町並みを大切にする市民の意識が必要不可欠である。だからこそ、これから求められるのは歴史的建造物群の保存ではなく保全である。建物をただ存在させる保存では不十分である。建物は人々によって使われて始めて価値をなす。建築技術も進歩し、当時の外観を残しながら、今のライフスタイルに合わせた内装を施すことも可能になっている。だからこそ、歴史的な建物の価値を認識した市民が今の技術を駆使し、自分らしく生活できる環境が、これからの歴史的町並みのあり方だと考える。時代の急速な変化によって、多くの地域がすでに失ってしまったものを、今も色濃く残す地域、それが伝統的建造物群保存地区である。だからこそ、人々は認定された地域を訪れ、建物および周辺の様子から、伝統や文化を読みとり受け継がれてきた人々の生活を感じとる。

伝統的建造物群保存地区は、その活動を通じて、多くの人々に地域ならではの生活を見せてくれるとともに、自分の住む地域について考える機会を与えてくれる。それは、まだ価値が見出されていない地域が、今後どうあるべきかを考えるきっかけともなり得るのではないだろうか。

## 第二節 黒石市こみせ通り 松の湯再生の活動

伝統的建造物群保存地区の認定を受けているのは平成22年4月の段階で87地区あり、現在も年々増加している。このように全国各地では伝統的建造物を中心に地区全体の歴史的環境が保存、整備され、歴史的個性を活かした地域活性化が図られている。青森県で伝統的建造物群保存地区に認定されているのは、弘前市仲町と黒石市中町の二か所である。

黒石市中町は伝統的建造物群からのまちづくりが積極的に行われている。その活動に本研究室も、以前から関わらせていただいている。今年度は松の湯再生プロジェクトとして、委託を受けているため、伝統的建造物の保全という視点から黒石市を取り上げ、市民による歴史的景観からのまちづくりを読み取る。

青森県黒石市の中心市街地には、街路の面に庇を張り出した、雨雪を凌げる歩行者空間が回廊状に存在し、これを「こみせ」と呼んでいる。時代の変化と共に失われつつある景観だが、今なお状態の良いこみせが連なっている地域として、黒石市中町地区が平成17年に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた。そんな中町の重要な景観要素である「こみせ」だが、私有地私有物であるため、この景観を維持管理していくためには、何よりも住民の意識と維持管理が不可欠である。しかし、周辺の町並みからは少しずつ「こみせ」が失われているのも現状である。そこで黒石市では伝統的建造物群保存地区内にある空き家の再生から、市民参加の景観まちづくりを始めようとしている。

江戸時代、黒石初代領主が町割りして以来、中町は交通の要所であり、黒石の中心として栄えてきた。しかし明治時代に入ってから、時代の流れとともにまちの役目は変化し、町並みの変容も余儀なくされた。新たに道路が建設されたことや、国鉄黒石線や弘南鉄道弘前・黒石線が開通したことなどから、人と物の流れが変わり、中町は商業の中心ではなくなっていく。しかし「こみせ」が連なる中町こみせ通りは伝統的形態を保ったまま存在し続けた。

昭和58年に伝統的建造物群保存調査を実施しているが、残念ながら、この時には保存地区の指定には至っていない。これは保存地区指定によって受ける規制や保存修景費用の個人負担に対する不安、伝統的建造物になじまず商売上の利益が望めない業種の人々の反対などにより、指定が出来なかったのである。しかし、同時に行われた黒石市民に対する意識調査の結果、「こみせは共同利用空間である」、「こみせは自分のものであって自分のものではない」という根本的な意識があることが確認できている。「こみせ」は所有者のものであるが、その利用については共同のものである。このような認識が当時から市全体の合意として存在していると考えられる。

祖先から受け継いだ貴重な文化財でもある「こみせ」を保存し、こみせ通りの伝統的な景観を保存し、次の世代に残していこうという意識は、さらに、魅力ある黒石を作り活性化させるとともに、観光資源としても大きな力にしようという動きにも繋がっていった。平成11年黒石市が策定した黒石市中心市街地活性化基本計画において、「こみせが輝き、真の豊かさを実感できる街—こみせを核にしたまちづくり—」というコンセプトを掲げて、歴史的資産であるこみせをまちづくりに活かし真の豊かさを増幅させるために様々なプロジェクトを計画している。

また、平成14年には、こみせ保存会が結成された。学習会、研究会、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区との交流などを通して、「こみせ通りを歴史・文化の面で全国的に価値ある文化財として認め、こみせ通りの保存・修復に努めるとともに、ま

ちおこしに寄与することを目的」として活発な活動をしている。このように黒石では、こみせ通りの重要性や必要性が徐々に認識され、その保存整備に向けて各方面が協力する体制ができつつある。

こみせ通りの一角には、かつて銭湯「松の湯」として親しまれていた建物が存在する。1994年に営業を終了し、現在まで空き家となっていた。市はこの中町にある元銭湯「松の湯」を取得し、平成22年度には実施設計を予定している。平成21年には、黒石市で「学生と地域との連携による黒石の景観まちづくり」として、全国から集まった建築・都市計画系の学生33名と地域の連携によって、シャレットワークショップが開催された。ここでは各グループによって、こみせ通り全体や駅前など様々な場所への提案があり、その1つとして、松の湯の再生に向けた案が出された。また発表会では、どの提案においても市民のためのまちづくりであり、それを実現させるための市民活動の重要性が再確認された。シャレットワークショップは5日間の集中的な活動であったが、そこでの提案を参考にしながら、黒石市の人々が実現に向けての活動を継続中させている。

また、市では取得した松の湯をどのように使っていくかを計画するにあたり、本格的に活動を始めた。これに伴い、松の湯再生の提案をしたグループを中心にシャレットワークショップに参加した学生が集まり、その後も黒石市と共に活動を続けている。2010年7月からは建物内に「まちづくりサロン」を設置し、社会実験をおこなった。この活動に弘前大学住居学研究室も委託事業として関わり、黒石市役所や建築士会とともにこみせサロン「松の湯」のオープンに向けて動き出した。

長年使われていなかった建物だったため、この活動はまず大掃除から始まった。通り沿いのドアが開き、大勢の人が何かしているのを察知し、道行く人が興味を持って話しかけてくれる。そこで私達学生や、建築士会の人々が、これからの活動の趣旨を人々に伝えながら作業を進めた。こみせサロン「松の湯」には、シャレットワークショップの成果物であるパネルや模型の展示、またこれまで検討されてきた建築士会の提案など、今までのどんな議論があったか分かるよう、廊下や室内に展示をおこなった。

旧松の湯は、こみせサロン『松の湯』と命名し、市民や観光客が気軽に立ち寄れるサロンとしてオープンした。そこでは、建造物自体とこれまでの活動成果を実際に見てもらおうとともに、感想をポストイットに書き込んでもらい、アンケートにより旧松の湯や中心市街地の再生に関する意向を集める取り組みをおこなった。8月21日には、多くの市民が集まるなか市長を迎えオープニングセレモニーを開催し、弘前大学教育学部の北原教授を講師として迎え、「こみせサロン松の湯まち育て寄席」と題して、ミニ講演会をおこなった。また誘客促進を兼ねて、読み聞かせを行なっている市民活動グループや黒石高校の生徒による「お話会」や、大学のサークルによるアカペラショーやマジックショーを開催した。サロンは8月14日～10月31日まで、毎週土日に開放され、来客数は延べ3685人となった。またライブ出演者数も35人、サロン開設準備から通常運営スタッフ参加者は39人で、アンケート回収数は428通であった。



オープニングセレモニーの様子



アカペラショーの様子

銭湯の響きの良さを活かした催し

これまでの旧松の湯の活用に向けた取り組み

2004.4～6	こみせ保存会による松の湯活用案
2005.7	黒石市 重要伝統的建造物群保存地区選定
2008.3	歴史的町並み景観を活かした地域活性化事業報告書策定
	(課題の整理／検討案)
2008.10	黒石市「旧松の湯」取得
2009.8.19～25	学生と地域との連携によるシャレットWS
	(まち全体の提案と松の湯の提案など6提案)
2009.9.12～13	青森建築士会南黒大会(8提案)
2010.1.23～24	旧松の湯再生WS(活用アイデア・こみせアジェンダ)
2010.3	シャレットWSパンフレット配布
2010.8～11	松の湯こみせサロン社会実験
	(ミニワークショップ・アンケート)
2010.10.17	「旧松の湯再生基本計画」専門家ワーキング
	(防災・文化財保存要件などの整理／過去の提案の整理)
2010.10.31	明治大学&弘前大学合同ワークショップ
2010.11.16	旧松の湯再生基本計画策定のための中間検討会

こみせサロン『松の湯』の期間中の活動

日	行事	入場者数
8/7(土)	大掃除・ミーティング	—
8/8(日)	大掃除・設営	—
8/14(土)	プレオープン(よされ祭り)	94
8/15(日)	プレオープン(よされ祭り)	115
8/21(土)	オープニングセレモニー	118
8/22(日)	通常開放	106
8/28(土)	ガーデニングワークショップ	98
8/29(日)	障子張り替えワークショップ	51
9/4(土)	こみせ祭り準備	66
9/5(日)	こみせ祭り準備/近所ヒアリング	102
9/11(土)	こみせ祭り本番(鯉釣り、亀レース)	530
9/12(日)	こみせ祭り本番(鯉釣り、亀レース)	1246
9/18(土)	通常開放	58
9/19(日)	通常開放	114
9/25(土)	通常開放	45
9/26(日)	通常開放	91
10/2(土)	通常開放	55
10/3(日)	午前:おはなし・むくむく	89
10/9(土)	WEBでまちづくり(こみせ駅10周年祭)	98
10/10(日)	おはなし・むくむく/弘大アカペラサークルライブ	120
10/16(土)	黒石高校生お話会	50
10/17(日)	おはなし・むくむく	76
10/23(土)	黒石高校生お話会	62
10/24(日)	おはなし・むくむく	77
10/30(土)	通常開放	67
10/31(日)	おはなし・むくむく/弘大マジックサークルショー /明治大学ミニワークショップ	128
11/6(土)	黒石高校生お話会/黒石高校生を交えたミニワークショップ	70
11/7(日)	おはなし・むくむく	90
11/13(土)	通常開放	70
11/14(日)	おはなし・むくむく/むくむくを交えたミニワークショップ	48

来訪者へのアンケート結果

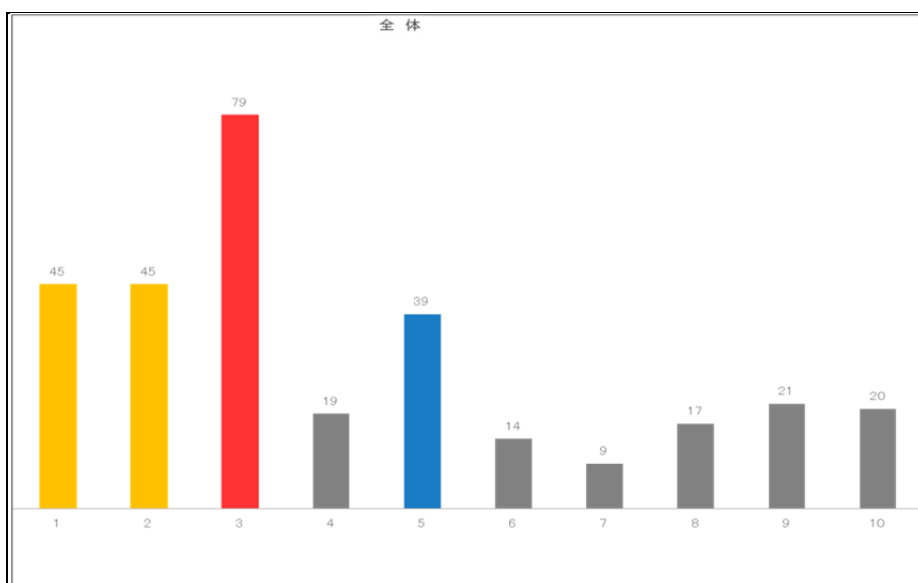


図1 市内在住へのアンケート

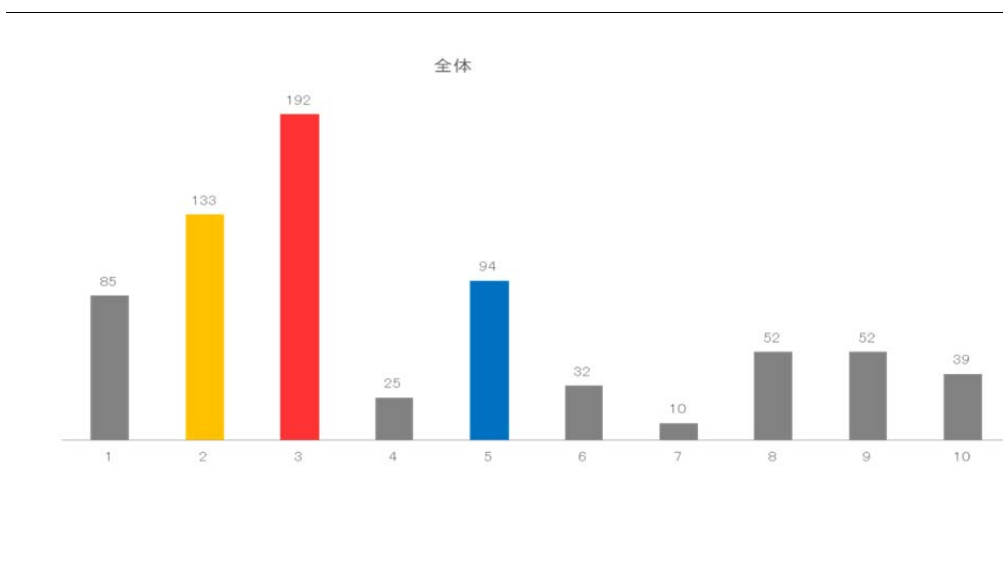


図2 市外在住へのアンケート

- 1.市民サロン（市民交流スペース）
- 2.資料展示を含む観光案内所
- 3.銭湯の名残を生かした足湯
- 4.コミュニティラジオ放送局
- 5.カフェ&バー
- 6.簡易宿泊施設
- 7.持ち寄り図書館
- 8.試飲試食物産館（地酒、地産品等）
- 9.展示・イベントへのレンタルスペース
- 10.文化人の紹介を含む黒石資料館

アンケートの自由記述より

- ・今の状態（昔の銭湯の雰囲気）のままの保存を求むメッセージ（11件）
- ・銭湯の復元・復活(6件)
- ・活用やイベントを求めるメッセージ（元銭湯を生かすことを前提として）（8件）
- ・飲食でき、ゆっくり時間を過ごせる（市民向け）サロンとしての活用（7件）
- ・（やっぱり）足湯（4件）
- ・老人サロン（観光客との交流の場）
- ・風情を生かし、映画ロケ地化
- ・京都にある銭湯を使ったカフェのように段差等をうまく利用（例/さらさ西陣）
- ・宿泊施設
- ・昔の道具を残しつつ、利用できる場所

このように、今までの活動を広く知ってもらい取り組みと同時に、様々な方法で、今後の松の湯やこみせ通りのあり方を問いかける方法を用意した。また土日のオープンの際は、イベント運営の他に弘前大学の学生が2人以上常駐し、アンケートやポストイットでの記入をしなかった来訪者や団体内の意見も、書き留めるよう努めた。

旧松の湯は、今回の取り組み以外では、内部の公開はごく限られた機会しかなかった。そして空き家となっていたため、掃除や庭の手入れもなされないまま10年以上が過ぎ、重要伝統的建造物群保存地区の主要な建造物でありながら、劣化の一途をたどっていた。しかし、今回の活動で掃除がなされ、入場者が出入りする場所となり、再び人々によって活用される建物になることができた。また今回の取り組みは建築士会や弘前大学の学生が中心となって進められているが、このような外からの支援を得ることで、地域に新しい動きが生れた。具体的には、こみせ通りのボランティアガイドの方々からは、案内ポイントが増えたことで、通りでの滞在時間が延びたことを評価する声が寄せられている。また、こみせ通りの観光のついでではなく、松の湯の見学を目的に黒石を訪れる人も出てきた。そしてサロン内に模型が展示されているのを見て、趣味でつくっていたこみ通りの建物の模型を提供してくれる人もいた。

市民の意見を収集するうえで、気軽に内部を観てもらうことがきたのは重要である。昔銭湯を利用していた人は、懐かしさを語り、当時のままの浴槽や番台に感心する声が多数得られた。また開設期間におこなわれたライブでは、出演してくれる市民や学生から発表の機会が得られたことへの謝意や、このような機会があればまた参加したい、という発言があった。またイベントを楽しんでくれる市民や観光客の存在があったことも事実である。

その他、より多くの人に活動を知ってもらうため、ホームページを開設とWEBでの中継、ミニワークショップの開催などが行なわれた。また新聞・テレビといったメディアにも取り上げられたことで、活動者から発するものだけでなく、様々な人からの情報発信が



可能となった。

旧松の湯をサロンとして開放することによって、より多くの市民に取り組みを知ってもらうことは可能となった。しかしサロンでの活動を通じて市民参加の機運を高めるという目標については手ごたえを掴みきれていない。サロンには毎回 100 人近い人が訪れたが、松の湯やこみせ通りへの要望は得られても、市民が主体となって活動するような動きは生み出せなかった。将来の松の湯の運営は、地元の商店街や町内会、あるいは新たにつくられた団体が中核となっていくことが求められている。しかし、将来の運営を担う人を見つけるには至らず、また様々な機関とのネットワークづくりもまだ不十分である。また今回おこなったイベントでも、期待したような観客動員ができなかったときもあり、情報発信の難しさを痛感しながらも、改めてその重要性を指摘する声も寄せられている。

旧松の湯は長年使われていなかった建物ではあるが、こみせ通りのシンボリックな存在で、今後の活用が多くの人に期待されていることがアンケートからわかった。この活動の注目すべきところは、伝統的建造物の外観を保存するだけでなく、その建物を市民の活動の場として活用するという試みである。歴史的価値の高い建物でも、空き家になり手入れが施されなくなると、劣化するだけでなく人々から忘れられ、建物の価値もわからなくなるような痛んだ状態になる。こみせ通りにあるこの旧松の湯は実施設計を予定しているが、それは外観を当時の様子に再現するだけでなく、市民によって活かされる場所となることを選んだ。一つの建物のあり方を考えるために長い時間をかけ、多くの団体を巻き込んだこの取り組みは、旧松の湯だけでなく、今後のこみせ通りや黒石市を考えるきっかけともなる。全国から集まった学生や弘前大学、黒石市建築士会そして黒石市役所の継続した活動によって、今後は市民から発信される松の湯再生へのアプローチが出てくることを期待したい。

### 第三節 ふつのまちの景観を考える ～生活景という視点～

研究者による「景観」の定義は現在、数多く存在し統一には至っていない。土木分野の景観工学の第一人者である中村良夫は「景観とは人間をとりまく環境のながめにほかならない。しかし、それは単なるながめではなく、環境に対する人間の評価と本質的な関わりがある」として、この表現が定義として引用されることが多い。中村が単なるながめではなく、前置きをして、あえて補足した「環境に対する人間の評価」という点が「景観」を理解するうえで重要であると考えている。

「景観」とは明治時代に植物学者の三好学がドイツ語の **Landschaft** を訳出するために考案した造語であるとされている。今日では中国や韓国でも「景観」という言葉は学術用語のみならず一般的な用語として広く使用されている。ドイツ語の **Landschaft** が、土地の広がりを示す「地域」と、地表のながめである「風景」の二つの意味を有する用語だということは、景観を考える上で重要な点である。多義的な用語を片方の意味のみで使用すると、少なからず混乱を生む。欧米においては、これまで「地域」の意味と「風景」の意味を含む「景観」という言葉の有する多義性によって混乱が生じてきた。たとえば、アメリカの大学のラウンドスケープ学科では、「地域計画」を中心に教える学科と、「風景デザイン」を教える学科があり、二極化する傾向にあったようだ。しかしながら、二つの意味が一つの用語に託されたことが極めて重要であり、「地域」と「風景」はまさにコインの表裏の関係にある。

中村が示唆した「環境に対する人間の評価」という視点こそが、「地域」と「風景」を結びつけた「景観」の本質を解く。地理的・生態的・視覚的表層と社会経済的・歴史文化的な文脈を合わせた総合的な「景観」の把握が求められているのである。したがって景観は、見える・見えないにかかわらず、その中にいつも人間の存在が感じられるものである。その人間とは個人であり、過去を生きてきた人々であり、コミュニティであり、そして社会そのものである。

「生活景」とは景観の一部であり、中村良夫の「景観」の定義を参照すると「景観とは人間をとりまく環境のながめにほかならない。しかし、それは単なるながめではなく、環境に対する人間の評価と本質的な関わりがある」となる。人間の生活環境への働きかけによって「生活景」には日常の暮らしの営みが色濃く映し出される。そうした生活シーンのひとコマ、ひとコマが空間的にも時間的にも蓄積されることによって、「生活景」にはさまざまな価値づけを与えることが可能になる。その一つに「地域性」をあげることができる。

建築評論家の川添登は、近代建築は「ひとつひとつは個性的だが、群がると没個性的」となるのに対し、町並みは「ひとつひとつには個性が無いが、群がると地域性が現れる」と述べている。この川添の指摘するところの、「群がることによって出現する地域性」こそが「生活景」を理解する上で、大変重要なポイントである。

「生活景」は「景観」の基本的な特質である「地域」と「風景」の二つの概念が表裏一

体の相互依存の関係にあることを容易に理解させてくれる。この点が「生活景」の特徴であり、だからこそ「生活景」は身近な「景観」である。

「生活景」とは、人々の生活が色濃く滲みでた景観である。すなわち、特筆されるような権力者、専門家、知識人ではなく、無名の生活者、職人や工匠たちの社会的な営為によって醸成された自主的な生活環境のながめである。ここで用いる生活環境とは、寝食空間にとどまらず、生産・生業、信仰・祭事、遊興・娯楽のための空間も含むものである。言い換えるならば、「生活景」は、地域風土や伝統に依拠した生活体験に基づいてヒューマナイズされたながめの総体である。

「生活景」は、分業・専門家が進んだ現代に生きる人々にとっては懐かしき人情味や人間らしさを感じさせる場所の文脈的な表現であり、さらに、生活の知恵や技術、地域の記憶を後世に送り届け、追体験を可能とするイメージ・メディアでもある。したがって、地域住民が自らのアイデンティティや地域への帰属意識を育むための仕組みとしての役割も果たしている。

「生活景」に期待される役割や潜在的に有している価値を列挙するならば、以下の4つに集約される。

#### ① 景観基調の形成

持続的な経済システムが内在する「生活景」は、広範囲において安定した景観の地模様をなす基調を形成することを可能にする。

#### ② 景観の規範の可視化

また、「生活景」は見えない社会システムや、その循環などに基づく景観の規範を可視化することを可能とする。

#### ③ 地域社会の記憶のアーカイブス

さらに、「生活景」は地域社会の「記憶のアーカイブス」形成の一助となるもので、地域社会が共有する歴史を語る役割を担うことを可能にする。

#### ④ 地域アイデンティティの表現

そして川添登が「群がることによって出現する地域性」と述べたように、「生活景」は地域アイデンティティを表現するための重要なメディアとなることを可能にする

第一節と第二節で述べたように、伝統的建造物群保存地区では歴史的景観の価値を見出し、保存する取り組みが一定の効果を見せている。伝統的建造物群保存地区のような卓越した文化的価値がある地域は、まちの特徴を見つけやすく、早くから景観への取り組みが始められた。しかし伝統的建造物群保存地区は貴重な景観ではあるが、そこにあるのは結局、人々の暮らしであり、地域の歴史や文化が織り成した姿であることも確認したい。伝統的建造物群保存地区では、そこにしかない町並みと向き合いながら、地域ならではの生活を楽しむ人々の姿がある。市民の不断の努力によって守り受け継がれた景観は、人々のまちに対する想いやプライドが表れた生活景とも言えるのではないだろうか。

景観は人々の生活の仕方や意識によってつくられ、また壊されもする。また人には、大切にしたい眺めや、記憶に残る景色が存在するものである。それらは歴史的町並みとも限らず、ごく身近な場所であることも多い。景観は人々の生活の指標である。どのように生活するか、何を拠り所としてその地域で暮らすかを考え行動することは身近な景観を考えることにつながる。だからこそ、これからはふつうの町についても対象範囲を広げ、より良い生活環境をつくっていく方法を考えていくべきである。

ふつうの町とは、保存や町の顔としての景観整備など、これまでの景観施策の対象となつてこなかった地区あるいは都市である。こうした市街地は、歴史的なものや現代的なものが混ざりあい、際立った性格をもたないことが多い。しかし歩いて見れば、どのような市街地であろうと、歴史性が感じられ、魅力的な風景に出会うものである。だが、その地域には多様な価値観を持った人々がいて、都市の将来像を一つに絞りきるのが難しいまま今日に至っている。多様な価値観を優先し、このまま何もせずに地域の様子に変化していくのを見守るのも、地域のあり方としてあり得るのかもしれない。しかし、こうした市街地を放置すれば、徐々に歴史的な魅力も現代的な魅力も薄れていき、人口減少に伴って土地利用が難しくなってきたり、社会的な問題が浮き彫りになってくる可能性もある。

このような地域は保存か開発か、という割り切った対応ができずに今日に至っているで、そのどちらかを選ぶのではない、総合的な対応が求められると考える。保存・開発・整備の手法を細かく適用しながら、全体を改善して景観を向上させることが求められてくる。また個々の住民や地権者の意識も重要であるため、官民の協同的關係のもとに進められることも必要である。このように取り組むべき課題は総合的で複雑かもしれない。しかし、こうしたふつうの町の中にも、景観をきっかけに動き出すものがあり、景観の改善が何らかの景観的な利益に繋がるのではと考える。

ふつうの町での景観まちづくりを模索する場合には、まず地域の景観的価値の発見からはじまることが多い。ワークショップやまち歩き、住民へのアンケートといった方法によって、地域に埋もれている価値を発掘する方法がまちづくりの活性化のプロセスで一般的に行なわれている。しかし、発見や気づきによる景観的価値の表出が試みられても、景観計画区域の基準として設けられるような方策や、景観ルールを策定にこぎ着けるといった具体的な動きにつながることは少ないのが現状である。そこには、評価の確立したものを保全するのが景観であって、わが町の景観はそこまでの価値がないと決め込んでしまう、「常識」が深く浸透していることが原因であるように思う。誇るべき「景」がないから、景観を扱うことが難しいという論理である。

今日では、景観形成に関わる取り組みはその裾野を広げている。一部の特別な価値を備えた市街地だけに限定されず、様々な市街地でその景観形成のあり方を模索する取り組みがはじまっている。今日の状況であれば、ふつうの町の市街地景観をどうするか、という問題がクローズアップされるようにも思う。ふつうの町では、景観形成のルールを策定しようとしても、その根拠を問いたり、「違う意見もあるだろうに、合意形成はできているの

か？」「行政が指導するには誰がやっても同じ結論になる明確な基準が必要」といった問題が壁となって、立ち往生することが想定される。いまや景観形成に配慮して、地域の価値を生み出していくことに対する批判は少なくなったが、どうやってふつうの町の景観をより創造的な手法によって魅力的なものにしていくかという方法論はまだ十分に議論されていない。

ふつうの町の多くでは、景観の価値が共有できないような市街地や、更新が進む既成市街地が想定される。保全すべき「景」が明確に存在する場合には、景観形成は取り組みやすい。しかし「景」が見えない場合には、途端に取り組みにくくなるのが問題である。この問題は景観の抱える根本的な性質に依存している。景観に係わる主観をどう扱うかという問題である。物理的に存在する視対象としての「景」に対して、主観によって価値判断をする人の「観」が存在する以上、景観的価値判断は常に揺らぐものだからだ。この揺らぎは、景観の評価対象となる集団によっても異なるであろうし、時代によっても変化するはずである。このように曖昧でバラつきのある景観の性質に対し、景観を保全・活用するルールや仕組みが有効に機能するのだろうか。

日常の暮らしの営みを映す「生活景」は最も身近な景観である。目に見えるもののみならず、背後に存在する営々と受け継がれた地域の歴史の蓄積や、その上に培われた地域の文化等を包含しているところに「生活景」は大きな意味を持っている。近年、日本建築学会では、生活環境周辺から失われつつある景観を対象とする研究が増えてきている。従来の審美的景観論や都市空間の精緻な形態分析ではすくいあげることができなかった「生活景」の再発見と再評価が全国各地で試みられている

また現在では多くの地域で対象となってきた歴史的景観に限らず、文化的景観や自然的景観といった言葉によって、様々な景観を捉えることができる。これらの概念は焦点を当てる場所が異なるだけではなく、価値ある状態としてそこに求めるものも異なる。単なる統一感や貴重なものの保存を求めるだけでなく、身の回りの環境のあり方として、自然と関わり、文化と関わり、そして個と全体の関わりといった諸関係がつくる新たな形の中に、新しい時代の景観形成、そして環境づくりの可能性を秘めているように感じる。

このように卓越した特色を残した歴史的な町並み保全に限らず、今や景観の捉える範囲は、私達が暮らすふつうの町を含んだ広域的な景観へと広がりを見せた。つまり生活がかたちとなって表れた生活景という視点によって、景観を考える範囲が広がると同時に、対象となる地域も多様となっている。先ほども述べたように、市街地景観は時代とともに様々な変化を経験してきたことで、まちの顔となるような特徴が一つに絞れない。また絞る以前に地域の特徴を見出せないことが多い。そのようなふつうの町では、地域の景観的価値を発見する作業が必要となり、それは行政による景観計画策定以前の問題となってくる。その地域の特色は何か、複雑な関係性によって構築された地域の様子を市民と共に読みとり、そこから将来のまちのあり方を議論することで、初めて将来に向けた景観まちづくりが可能となる。このように地域の景観的価値はそこに暮らす市民が見つけるものである。

また景観まちづくりの取り組みの成果を行政が景観計画の中に活かすことも重要である。

まちの特徴の見出し方としては、皆が大切にしたい、残したい、育てていきたいと思う、人々の心の琴線に触れるような場所を市民から聞き取り、その場所の佇まいやしつらえを観察したり、その場所の由来や、エピソード、利用のされ方の情報を聞き取っていくようにしたい。このように対話を通じて場所の特性や課題を掘り下げ、その場の真相を明らかにする過程が重要である。このような守りたい景観は、私達を取り巻く環境のいたるところに潜んでいるが、その要素に触れる機会を増やさなければ見過ごされたものになっていく。また、市民によるワークショップやまち歩き活動によって、一人ひとりが拾いあげた要素を深く意識し、さらに共有化することが有効である。

歴史的町並みに比べて多様な要素が入り混じるふつうの町の景観は、地域のあり方を考えるのが難しいが、見出す過程に意味があると感じる。市民と行政が共に地域と向き合い景観を通じてまちを考えることは、良好な景観形成に留まらず、地域の全体像を考える機会となるからである。つまりふつうの町の景観を考えるためには市民の活動が必要不可欠である。しかし、その活動を行政が法制度として規定できるか、そもそも市民の景観に対するアプローチを資金や人手不足の行政が支援できるかも問題である。そこで景観法で指定することが可能になった景観整備機構に注目したい。行政だけではなかなか行き届かない、ソフト計画について地域の公益法人やNPOを景観整備機構に指定し共に活動することで、より多くの市民のニーズを把握しながら積極的な景観への取り組みが行なわれることが期待できる機関である。したがって第三章では、行政と市民の間に立って活動できる景観整備機構について取り上げ、景観法を活用した今後の景観まちづくりを考える。

### 第三章 景観整備機構を活用した景観まちづくり

- 第一節 景観整備機構の特徴と今後求められる役割
- 第二節 財団法人京都市景観・まちづくりセンターの取り組み
- 第三節 岩手県北上市 いわて NPO-NET サポートによる取り組み

## 第一節 景観整備機構の特徴と今後求められる役割

地域で活動するNPO法人や公益法人を景観行政団体が景観整備機構として指定することができるようになった。景観整備機構は、景観に関する住民の取り組みの支援をおこなうことや、所有者と協定を結び、景観重要建造物や樹木の管理を行なうこと等が可能となっている。景観整備機構の業務は以下のようになっている。

1. 良好な景観の育成に関する業務を行う者に対する当該業務に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の支援を行うこと。
2. 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
3. 景観重要建造物と一体となって良好な景観を育成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観需要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
4. 景観重要建造物と一体となって良好な景観を育成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観需要公共施設に関する事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。
5. 景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、当該土地についての権利を取得し、その土地の管理を行うこと。
6. 良好な景観の育成に関する調査研究を行うこと。
7. その他良好な景観の育成を促進するために必要な業務を行うこと。

業務の具体的な例としては、たとえば地域には歴史的建造物を維持・保全しようと活動するNPO法人が多数あるが、そうしたNPOが景観整備機構に指定されることが想定される。景観行政団体とNPO法人である景観整備機構との協働によって、地域の歴史的建造物が、「景観重要建造物」に指定され、景観整備機構となったNPO法人が管理協定を結んで、今までの知見を活かした管理を実施する。このように景観形成に対して今まで以上に積極的な役割を果たすことができる制度である。

この仕組みによって、地域で景観づくりに熱心に取り組み、様々な知見を有するNPO法人や公益法人を景観形成の担い手として公的に位置づけて、活動をより活発に進めていくことが可能となった。こうした地域の景観形成の担い手の役割が、景観整備機構の指定によって公的に位置づけられることになる。これにより、指定する側の景観行政団体および指定される側の景観整備機構の双方にとってメリットがあると考えられる。景観行政団体は、NPO法人との協力が法廷のしくみとして準備されたことにより、行政と景観整備機構との役割分担を積極的に行えるようになる。また行政が実施しにくいソフトな施策について、景観行政団体が役割分担することで、ソフトとハードを含めた総合的な景観づくりの取り



組みが可能となるという点大きい。また景観整備機構にとっても、指定されることで法に基づく業務を行えるだけの技術や知見、そして執行能力があることが対外的に明らかになるというメリットがある。

このように行政だけでなく、地域の多様な主体が景観形成に参加する制度として景観整備機構がある。現在 49 の景観行政団体に延 70 法人が指定されている。主な活動としては、専門家派遣や情報提供、相談等の支援や景観に関する調査研究であり、まちあるきなどのイベントやセミナーの開催といった普及啓発に取り組んでいる。法律上は、景観重要樹木や景観重要建造物の管理業務や景観重要公共施設に関する事業も想定されているが、これらの活動についてはまだあまり実績がない。また景観整備機構の多くは地元建築士会であり、建物に関する知識をすでに持っている団体が対象となりやすいことが伺える。

景観は整備によって仮に一時的に良くなったとしても、長い期間守り育てていくためには、地域の様々な主体による持続的な取り組みが必要不可欠となる。このため、市民や住民団体、NPOなどの積極的な参加と役割分担ができる仕組みである景観整備機構を、景観からのまちづくりにおいて積極的に活用し、大きく伸ばしていくことが求められる。

本研究では、第二節で景観法誕生以前から市民と行政を繋ぎ、景観整備機構第一号の認定を受けた京都景観・まちづくりセンターに注目する。センターでは京町家の保全を中心としながらも、最先端都市としての地域のあり方を多くの団体を巻き込みながら議論し、まちづくりを行なっている。また第三節では、東北初の景観整備機構として認定を受けている岩手県北上市のいわてNPO-NETサポートを取り上げた。ここではNPOとして培ってきた地域住民とのネットワークを活かした景観アプローチを行ない、地域の総合計画の一環として景観形成を行なう様子を調べた。

## 第二節 財団法人京都市景観・まちづくりセンターの取り組み

京都市では早い時期から景観に関する取り組みがなされてきた。しかし実情は歴史的な京町家の並びに突如マンションが建設されるなど問題も多く残っている。これを受けて歴史的な町並みや建造物の保全を中心として平成 19 年 9 月から新景観政策が実施されている。これは歴史的な町並み・眺望景観や借景・建物の高さ・建物等のデザイン・屋外広告物の 5 つの政策と支援制度から構成されている。具体的には国内の大都市で最も厳しかった高さ規制をさらに強化し、住宅地のほぼ全域で和風を原則とするデザイン規制を取り入れた。

規制強化による住民や業界への影響も大きい。京都市に住まう人々の理解と意思があつてこそ未来の景観はつくられていく。歴史的建造物が数多く存在する京都であっても、住民がこれほどの規制に応じるには、市民の声を形にする組織の存在があるからではないだろうか。京都が千年の都と呼ばれるそれは、その土地が長年にわたって都であり続けたことだけが理由ではないだろう。京都は、政治的な都であるとともに、1200 年の間、この国の代表的な都市として繁栄し続けてきた。そしてその原動力は、町衆と呼ばれた民の力

によることが多い。京都市は平成 9 年京都市景観・まちづくりセンターという第三セクターを設置し、ここが景観法に基づく全国第一号の景観整備機構の指定を受けている。

この民の力が充実した歴史がある京都において、財団法人京都景観・まちづくりセンターは、京都らしい景観の保全と創造、質の高い住環境の形成を目的として公益法人として設立された。その役割は、官にも民にも偏らない中立的な立場から、地域住民と事業者、そして行政の間を連携し、まちづくり活動を推進するところにある。

その後、財団法人京都景観・まちづくりセンターは、平成 17 年 7 月景観法に基づく「景観整備機構」に指定された。景観整備機構は、景観法で新たに制定された制度の一つであり、良好な景観形成を担う主体としてまちづくり情報や専門家派遣等の支援を行う NPO 法人や公益法人を、景観行政団体の長が指定するものである。景観整備機構に求められる役割は、地域住民等を含めた民間活力の活用により、行政と役割分担しながら良好な景観の形成を図ることであり、それは景観・まちづくりセンターの従来からの設立理念や基本方針と合致した機能であった。ここからも、センターが従来からおこなってきた活動が、景観法によって制度化したものだということがわかる。

一口にまちづくりといっても、その守備範囲は市民生活の全般にわたるほど幅広い。そのなかで景観・まちづくりセンターが、まちづくりの目標としているものは、地域住民やその団体、事業者および行政等、様々な立場にある主体が互いの立場を尊重しながら、対話や活動による相互効果により活力が生み出され、その結果、町並み景観の整備など社会的に新たな価値が創出されることにある。

具体的な事業として、地域まちづくりの事例やまちづくりの進め方のノウハウなどの情報提供、地区計画等の取り組みに対する助成および専門家派遣、ニュースレターやホームページによる情報発信、まちづくりに関する身近なテーマについて共に学び交流する場としての景観まちづくり大学の開催、さらに京都にふさわしい新しいまちづくりの各種調査・研究を企業や行政から受託するなど広範にわたるまちづくりを続けている。このように、一節で述べた景観整備機構の実施できる業務のうち、1.2.6.7 の業務をおこない、土地の所得や管理に関する 3.4.5 に関しては、設立趣旨と合致しないため指定を申請していない。景観・まちづくりセンターの理念にもあるが、まちづくりには始まりはあっても終わりはない。地域に住民の生活がある限りまちづくり活動は引き続き行われるものである。したがって、まちづくりの方向性が明確にならない場合においても、その方向性を見出すための手助けとして、また、またまちづくりに一定の成果を終えた後についても、センター職員を相談員として派遣するなどし、適正に支援をしている。

地域まちづくり活動支援は、この 10 年間、主に歴史的都心部を中心に行ってきた。この時期、大都市特有のドーナツ化現象の兆しが見え、京都の特徴であり、かつ活力源である職住共存地域の衰退は、この都市の存続に関わる重大な問題と考えられた。しかし、京町家の減少に反比例してではあるが、マンションの建設が増え、人口が都心に帰路する傾向にある。その間町並み景観が混乱し、この対策として平成 19 年に新景観政策が導入さ

れた。都心部の人口は回帰したものの、従来の自治組織とマンションに居住する新来の住民との関係に食い違いが生じる場合もしばしば見られる。今後、両者の関係改善のための情報提供や、アドバイス等が景観・まちづくりセンターには求められている。

人口減少による地域格差は、都市内の地域間においても生じ始めている。先行的な都心地域に対しては、従来の手法で支援できるが、都市整備や人口減少などに悩む周辺部の地域への支援は、従来の手法だけでは対応できない場合もあると想定している。このような場合でも対応すべき新たなまちづくりの手法が求められている。

なぜ、京都景観・まちづくりセンターは、これほどにまで京町家の保全に力を入れているのだろうか。京町家は、大切に受け継がれてきた京都の生活文化の器であると共に、歴史都市・京都の景観形成にとって根幹をなすものである。それは京町家がない京都を想像すれば、京都の魅力が半減することは理解できる。それほどに京町家は、京都の文化そのものといっても過言ではないと考え、現在の活動に至っている。

景観・まちづくりセンターでは京都の町の景観を立派な着物に喩えて表現している。これによると、14ヶ所の世界遺産や文化財等は、牡丹や鶴などの絵模様である。これを引き立て、相互を繋ぐ役割を地模様である伝統的な町家の町並みが担っていた。京都の優れた歴史的景観は、この絵模様と地模様があいまって成り立っている。ところが近年、生活様式の変化や、過度の経済性・効率性の追求により、京町家が減少し、従来の町並みに調和しない建物の出現が顕著になってきた。

新しい建築物を良好な町並み景観に調和させることは重要である。しかし、失われると取り戻せない京町家の保全・再生と共に適切な活用は緊急を要する課題である。この取り組みは、はやく昭和47年度制度の京都市市街地景観条例の特別保存修景地区制度の中に認められる。この制度は、町並み景観の規制と共に修理・修景費助成を組み合わせることにより、歴史的景観の形成に効果を発揮した。このシステムは昭和51年度改正の文化財保護法における伝統的建造物群保存地区制度に採用され、全国の歴史的景観の保全にも貢献している。その後も京都市独自の規制・誘導策である歴史的景観保全修景地区制度、界わい景観整備地区制度および歴史的意匠建築物指定などにより、京町家の保全・再生支援を行ってきた。しかし、これらは主に面的整備による限られた支援であり、この支援対象を拡大するための方策の必要性が求められていた。

京町家を適切に保全・再生するためには、所有者や居住者だけでなく、専門家や市民団体など、様々な関係者と連携を図ると共に、京町家を維持保全する所有者や居住者の悩みや不安を解消できるような取り組みを行う必要がある。平成10年、京都市と京都景観・まちづくりセンターでは、市民や各市民団体、職能団体、さらに学識者のボランティアによって、京町家が集積する都心地域で京町家の全数調査を行った。その結果、都心地域において約2万8000軒の町家を確認した。

この調査を受けて、平成12年に京都市が作成した「京町家再生プラン」に基づき、センターでは、町家の所有者、居住者はじめ、専門家、企業、市民活動団体、行政等多くの

関係者との連携のもと様々な事業に取り組んでいる。所有者を対象とした相談事業や京町家再生セミナーの開催を通じて、町家を保全し継承する上での不安や悩みについて設計者や工事関係者、さらには不動産の専門家がアドバイスし、市民活動団体や職能団体から専門的な情報を提供するしくみを整備し、幅広く市民に向けて情報発信している。

平成16年には、都心部において京町家の追跡調査を行い、この地域において京町家が7年間で13%消失という厳しい現実を確認した。その危機感から、市民活動団体、職能団体、行政等の連携のもと、京町家再生プランの見直しに向けて「今後の京町家の保全・再生のあり方検討会」を発足させ、特に町家の活用策や町家の耐震・防火を重要課題として検討するとともに、センター内に各種団体等の紹介や最新情報を市民に身近なものとして発信、紹介するための「京町家情報コーナー」を開設した。

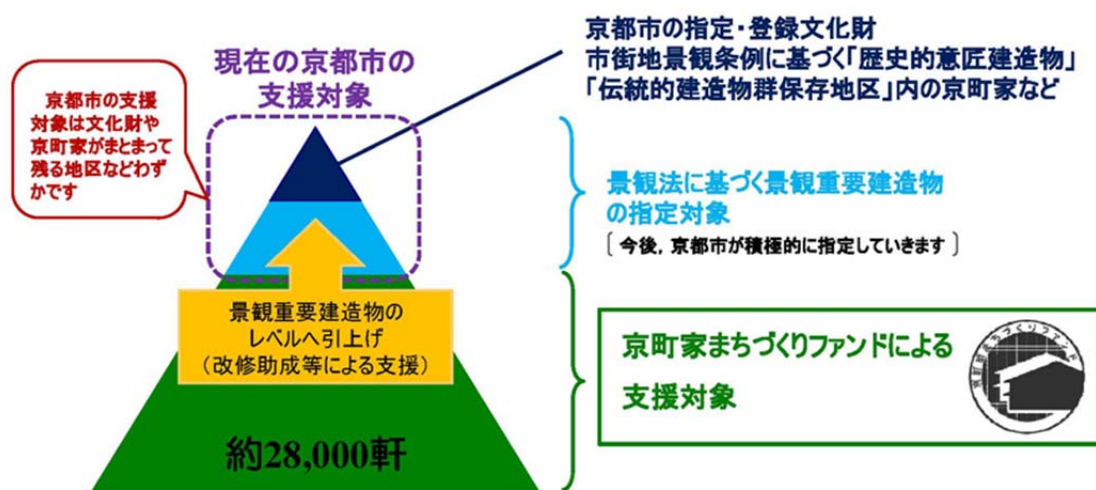
さらに平成18年には、京都不動産顧問業協会のメンバーが実施した「京町家不動産証券化事業」の支援にも取り組んでいる。この事業は、京町家を特定目的会社買い取り、その資金を投資家から投資してもらい、衣料店や飲食店の商店施設に改装し貸出し、賃料収入を配当に当てる事業である。

京町家は、私有財産であるが、京都らしい町並み景観を形成する基本的要素としては公共的資産ともいえる。また京都の風土や町衆が長い間に生み出し洗練された生活文化が、ここを舞台として継承されてきた。その京町家が年々減少している主要な原因が、その維持や管理面における大きな経済的負担であることが明らかになっている。平成17年9月に、京町家を守ってほしいという東京の篤志家による5,000万円の寄付が契機となり、新たな京町家の支援策として、センターに「京町家まちづくりファンド」が設立された。京都市や、国土交通省の外輪団体でもある民間都市開発推進機構の市民型まちづくりファンドによる助成金も受け、基金は平成20年3月の段階で約1億6000万円になっている。このファンドの設立により、今までの情報発信や相談事業に加えて、具体的な改修工事に助成することが可能となり、センターの京町家の保全・再生に向けた取り組みはさらに広がりを見せている。基金は寄付の方法にも様々な方法をとっている。例えば、京町家まちづくりファンド支援自動販売機を設置し、その自販機の売上金額から、一定の割合の金額が(売上金額の2~6%)が自動的に寄付されている。他にも老舗八橋メーカーが八橋一箱ごとに、一円をファンドに寄付するなど、企業から協賛を得るような方法で資金を集める努力と工夫が見られる。

平成18年からは、特にファンドの趣旨や役割を広く内外に広報するために、景観形成や地域まちづくりの観点から効果的な先例となる物件を選定し、外観や内装の改修に支援している。京町家を良好な形で維持していくために、主に外観にたいする改修工事費用の50%、上限500万円を助成している。またこの事業は、単に外観にとどまらず、竣工後の使われ方や町家を継承していく上での愛着や心意気を審査するなど、その選定方法もユニークである。平成18年度事業では、7件の京町家の改修工事が完了し、その後も10軒前後の町家が選定され改修工事を行っている。

京町家の生活文化に関する関心は、国の内外を問わず、広く深く浸透しつつある。京町家の保全・再生および活用策は、新たな京都の魅力の創出としてだけでなく、自然と共に暮らすライフスタイルが次世代型の環境共生の典型として、国内外に打ち出す価値があり、それが京都の文化を国の内外に発信する京都創生の取り組みとも重なる。

また京都市政策と連携し、ファンドなどの支援によって改修された京町家の今後の展開も計画している。景観法に基づく「景観重要建造物」に指定された場合、景観法による助成の対象となる。また指定を受けると京都市長の許可なく取り壊すことができなくなるため、将来にわたって京町家が保全される。再生された京町家が活用されることによって、地域コミュニティの核となり、それに感化された通りや界隈に保全・再生された京町家が増えることを期待している。そうして京町家の保全・再生活動が広範囲で促進されることによって、新たなコミュニティが形成されるのが狙いだ。このように通りや界隈を規範とする地域まちづくりへと発展させ、その地域を景観保全の地区指定が行われるように京都市へと提案することも今後の活動の目標である。



京都景観・まちづくりセンターホームページより

平成20年度以降は、京都市と立命館大学と景観・まちづくりセンターによって旧街道沿いなどを京町家の存する市域全体の町家調査を再度おこなった。これは軒数だけでなく、規模や保存状態を明確に把握するための調査である。これにより、どの地域に、どの程度の規模の町家が残存するかなどを明確にしていた。また今後の活用需要を知るためのアンケートを実施することによって、景観上重要な町家などのリストの作成や面的整備地区の候補地の選定など、京町家が消えていく流れに対抗する様々な手法を検討し、京町家の改修を核とした地域まちづくりの活動に展開する方策を検討しているところである。

このように京都市では、京都ならではの特徴でもある京町家の価値を再確認し、その町並みを育てていくための、活動が盛んにおこなわれている。ここでは京都景観・まちづくりセンターの職員だけでなく、行政との協働のもと、地元の大学や、京町家の所有者と居

住者、企業、関心のある市民など、さまざまな人が自分のことから、取り組みの一員となって活動している。

景観を守り育てる活動を長年おこなっている京都市には京町家は現在も数多く残っている。しかし建物の老朽化、所有者・居住者の資金の負担、空き家化の進行、防災上の問題などの要因を背景に年々減少傾向にあり、京都の景観が変化してきているのも現状である。そして京町家の減少は、歴史都市・京都の記憶の喪失にほかならない。

しかし景観・まちづくりセンターの活動は新しい建物を排除する取り組みではない。ただ京都の気候や文化がつくりあげた京町家の価値をもう一度見直す機会をつくり、京町家の町並みを守っていきたいと考える市民と共に景観を守り、育てていく活動である。それは所有者のような一部の人によってなされるのではなく、そこに暮らす市民が動き出すことで、カタチとなり、活動一つひとつが未来の京都をかたちづくる。地域に関心を持って活動する市民の多さと、幅広い世代、そして様々なコンテンツから支援できるメニューを用意した京都景観・まちづくりセンターの活動は、今後の景観からはじまるまちづくりに、大いに参考になる活動だと言える。

### 第三節 岩手県北上市 いわて NPO－NET サポートによる取り組み

岩手県北上市は、積極的な企業誘致と地元企業の活躍によって工業都市として発展している。また、北上川河畔にある北上展勝地は、東北有数の桜の名所としても知られ、「みちのく三大桜名所」に数えられている。人口が減少する市町村が多い中で、北上市は岩手県の中でも数少ない人口増加地域でもある。近年は、北上駅周辺に相次いでマンションやホテルが建設されており、都市景観も変貌しつつある。また多くの地域と同じように、北上市でも中心市街地の衰退や、虫食い状に広がる駐車場等の中心市街地の空洞化が深刻な問題となっている。このような特徴をもつ北上市は 18 年 10 月に景観行政団体になった。

平成 18 年には、いわて NPO－NET サポートと市が協働で市内全 16 自治協議会を対象とした基礎調査をおこなっている。景観資源の分析や活用状況を把握することになった。この調査は、北上市が景観行政団体への移行と景観計画の策定を視野に入れて、地区ごとの資源を活かした景観計画の策定を目指しておこなわれたものである。また全自治協議会での調査とは別に、数地区では専門家も参加した現地調査に加え、ワークショップも開催した。翌年度に 3 地区から現地調査の希望が出るなど、自治協議会で単位での景観形成への意識が醸成されていることがわかる。自治協議会地域コミュニティの中心でもあり、地方の都市ではまちづくりを進めるにあたり重要な組織でもある。景観まちづくりの主体ともなり得る自治協議会が市内各地で景観形成に手を挙げたことは、まちづくりを支える裾野が拡大することになり、景観計画を策定した後に実現に取り組む土台が整うこととなった。2001 年から北上市の将来像探る自主的な研究会が開催され、子供から大人まで幅広く市民意識の醸成とまちづくりの土台を強化してきた。

平成 19 年度からは景観計画策定に向けて市民ワークショップが開かれた。初年度はコンサルタントが受託していたが、いわて NPO－NET サポートと市を通じて自治協議会に参加を依頼する方が良い、ということになり、地元側の事務局を担うことになった。また景観法に基づく景観計画を策定したコンサルタントが少ない時期でもあり、実績獲得のために低価格入札したのではと疑われたこともあり、二年目からはいわて NPO－NET サポートが業務委託し、市民ワーキングの全体コーディネートと景観計画案の作成を担うことになった。もちろん NPO だけがすべてを担うのではなく、学識経験者や県内のコンサルタント等の協力を得ながら作成することになったが、その結果として NPO でも景観計画案の提案が可能であること、住民の意見を反映した地域密着型の計画案ができることが確認できた。その後、いわて NPO－NET サポートが策定した計画案は市役所内の検討会議、そして学識経験者を含めた委員会を経て承認されている。

このようにいわて NPO－NET サポートは、景観行政団体に移行する以前から、北上市の行政や地域住民とのネットワークを確立させ、景観形成に向けた計画を共につくっていった。景観計画策定後は景観整備機構に指定され、その後も北上市の景観形成に寄与している。いわて NPO－NET サポートの活動方針は、市民・事業者・行政の協働による継続的な

景観まちづくりの推進のため、行政・市民に対する意識啓発や景観学習の実施、地域活動の活性化を図るための取り組みをおこない、北上市民の心の原風景が次世代に継承される環境づくりを支援することである。業務内容としては、第一節の項目のうち、土地の管理に関する項目の4.5以外の業務をおこなっている。具体的には以下の取り組みを継続して行なっている。

- (1) 景観まちづくりコンペ事業実施支援
  - ・自治組織や事業者、市民活動団体等が主体となつて行う景観形成活動(修景実験)のコンペ事業の企画運営補助を行う。
  - ・各団体の申請にあつての助言、審査会の運営、修景実験の運営補助を行う。
- (2) 景観人養成講座開催支援
  - ・景観形成に関する理解と知識を深める講座の運営支援として、プログラム作成、講師のコーディネート及びスタッフの派遣を行う。
- (3) 景観学習実施支援
  - ・市内の学校や交流センターで実施する景観学習の運営支援として、プログラム作成、講師のコーディネート及びスタッフの派遣を行う。
- (4) 景観形成強化区域における勉強会、景観点検及び修景実験の実施支援
  - ・景観計画で定める景観形成強化区域において行う、規制誘導方針の勉強会、景観点検及び修景実験の運営支援を行う。
- (5) 景観まちづくりフォーラム開催支援
  - ・取り組みの集大成として開催するフォーラムの運営支援として、講師のコーディネート及びスタッフの派遣を行う。
- (6) 報告書作成

北上市では景観計画策定過程においても、多くの市民や関係団体の参加と連携を得ながら取り組んできた。ただ、これらは一部の意識の高い市民の参加にとどまっております、景観形成に対する市民の関心が高まっているとも言えない現状にある。このことは、景観づくりの担い手が十分でないことも示しており、良好な景観形成に向けて市民に対して、意識啓発を行い、景観づくりを実際におこなっていく「景観人」を育成することが始められた。

景観まちづくり支援事業の一環としてきたかみ景観資産の認定がある。このコンペでは、景観づくりによる効果、住民の主体性、継続性、取り組み内容などの審査基準により、北上市と景観審議によって認定される。この活動には最高20万円の修景費用を補助するとともに、必要があれば景観アドバイザーを派遣した。またその後、多くの市民や団体に対してこれらの景観づくりの取り組みを紹介し、その効果を発信することにより、景観づくりの意識啓発と新しい実施者の発掘につなげる試みである。

また、これまで住民による景観づくりがおこなわれてきた地域の景観資源を「きたかみ



景観資産」の候補として募集し、認定をおこなった。認定された景観資源は、パンフレットの作成など広く市民に対して発信するとともに、プレートを増呈して地域の活発な景観づくりのシンボルとし、今後の景観資源の保全と活動の継続につなげていくのが目的だ。

このように、いわてNPO-NETサポートによる景観形成に向けた取り組みは、自治協議会や、市民団体との連携をはかりながら、地域づくりを景観という視点からはじめている。いわてNPO-NETサポートは、16地区の自治組織をはじめ、125の自治公民館単位や市民活動団体の取り組み、企業の社会貢献活動などさまざまな団体の景観アプローチをコンペによって促してきた。また活動を始めやすいように資金面の補助や、専門家の派遣などをおこなった。地域に対して、何らかの思いをもっていても行動に移すには、それなりの条件が必要である。いわてNPO-NETサポートの活動は、そのニーズをくみ取り、景観から暮らしやすい地域をつくっていく活動を上手くサポートしていると言える。

各団体は修景実験の活動報告書を作成し、その内容は第二回景観人養成講座でまとめて発表された。このようにいわてNPO-NETサポートの取り組みの特徴は、各団体が自分たちの活動を振り返ると共に、他の団体の活動を知る機会を多く設けていることである。きたかみ景観資源の認定後には、認定を受けた地区の代表者や、景観審議会の参加者が20名ほど集まり、景観資源を見てまわるツアーを開催した。自分の地区に着くと、取り組みの概要を生き活きと説明する人々の姿があり、それを他の団体が熱心に聞いていた。このような団体の枠を超えた活動は、景観形成に向けた意見交換の場ともなっている。



景観資産認定プレート



水沢鉱山での活動を参加者に説明する様子

北上市立花地区は北上の唯一の観光地である展勝地をもっている地区である。この地区でも市民による地域づくりの活動がさかんに行なわれており、景観形成の担い手として大きな期待を寄せている。そんな立花地区の活動の中心となっている立花地区交流センターの地域づくり指導員である阿部氏のヒアリングから、その活動の原動力と、今後の課題を明らかにする。

立花地区にある展勝地は桜の名所として有名で、春には沢山の観光客が訪れる。また周

辺には民俗村やレストハウスといった施設も存在しているが、利用者が減少傾向にあることを心配していた。この地域をもっと活用してもらえるように、地元民でなんとかしたい、という意識が強く、18年度から陣が丘の刈り払いをおこなった。阿部氏は和賀川を眺めるのには陣が丘が一番良い場所だと語った。また「またもっと人が集まって立花の良さを知ってほしい」と願っている。これほどに市民活動がさかんな理由を聞くと、「立花は思いが強い人が多いし、地元のことは地元で手をかけなきゃいけないと思っている」そうだ。また参加者は常に無償で参加しているわけではなく、参加者に給与が支払われることもあるそうだ。活動している市民の多くが、高齢であることについて、「若い人は働いているから、なかなか動けない」と語っていた。次の世代にこの取り組みやノウハウを伝える必要性も感じているが、なかなか実現できないようだ。また、市役所からの支援にも大いに感謝していて、「ベンチを置きたいとシンポジウムで訴えたら、手配してくれた」と休憩場所の提案を市役所へ行き、物的な補助を受けていることもわかった。最後に景観行政団体であるいわてNPO-NETサポートの役割についてどう感じているか伺うと、「菊池さん（NPO職員）がいろいろ教えてくれたから、立花茶屋もできたとし、景観の補助があることも知った」そうで、いわてNPO-NETサポートが景観形成の取り組みの情報発信から、具体的な景観形成のサポートまでを担っていることが伺える。



陣が丘で説明をする阿部氏



刈り払い後の展勝地様子

景観形成の取り組みを持続させるためには、市民の景観に対する理解と自分のまちへの愛着が不可欠である。景観整備機構となったがおこなう取り組みは、景観に対して様々な思いを持っている住民に対し、「気づく」「学ぶ」「創る」「活かす」「育てる」の5つのアプローチをおこなう。これらの事業は、「景観を良くしたい」と思う住民に対しては、景観人養成講座や景観づくりコンペによって景観づくりを促進し、これまで景観という言葉に触れる機会がなかった市民に対しても、フォーラムやコンペでの地域の景観づくりの発信や、景観ガイドラインの発行によって、景観づくりに関心を持つきっかけを提供している。そして北上市らしさを創出する取り組みによって、景観をさまざまな市民が「楽しむ」機会が生まれ、これが将来の北上市の景観形成に繋がると感じる。

このように、景観整備機構となったいわてNPO-NETサポートでは、景観計画策定後も市と共に市民の景観への取り組みを支援している。北上市は、16地区の自治組織による地域づくりの活動や市民活動団体による景観づくり活動が示すように、地域力の強いまちである。このすでに醸成されている地域力に景観の視点をプラスすることによって、市内の景観まちづくりが自発的、そして継続的に広がっていくことが期待される。また、NPO-NETサポートが持っている各地域との信頼関係やネットワークを活かし、今後も様々な景観まちづくりを展開していくことも重要である。

今後の課題としては、立花地区に限らず北上市で景観への取り組みを行なっている団体の多くは、自治会の人々であり、男性の高齢者が多い。今でこそ元気に活動しているが、今後は地域の文化や伝統の継承、そして次の担い手を育てる取り組みも重要になってくると考える。また景観まちづくりの対象者は若者から高齢者まで、幅広い世代が参加することでより活発で充実した取り組みとなるのではないだろうか。つまり、継続した景観形成には自治会構成員の世代交代が円滑に行われることや、若い世代が参加する新しい団体の誕生が望まれる。だからこそ、今ある団体だけでなく、より多くの人に景観の活動をしてもらう機会をつくることが求められている。景観整備機構の活動は始まったばかりで、地域景観へのアプローチは始まったものの、その成果が現れるのは先のこともかもしれない。景観を育てる人を新たに発掘するために、そし今ある地域力を景観まちづくりの力とするために、継続した取り組みが必要であると感じる。

景観法は景観行政団体として名乗りをあげた自治体によって活用されていく法律であるが、それは規制・誘導といった一定のルールだけでなく、景観を守り育てていく積極的な活動にまでつなげることができることが、景観整備機構という仕組みを取り上げるとことで明らかになった。二つの事例を見ても、市民の景観に対する想いや悩みを受け止め、共に活動していく景観整備機構の役割は、景観まちづくり活動を進めるうえで非常に有効だと言える。しかし、景観整備機構となるような団体が存在しない場合、地域の特徴を見出すなど、市民の景観へのアプローチは消極的なもので留まってしまうのだろうか。第四章では景観整備機構がない地域の景観まちづくりの現状を弘前市の事例を見ながら考察する。弘前市には一人の建築家の作品を大切にしている全国的にも大変珍しい団体が存在する。その「前川國男の建物を大切にする会」の活動から、市民だけではじめた景観まちづくりを見ていく。また、そのような市民活動を含め、弘前市民の景観への意識を様々な方法で把握し、その意見を共有しようとしている弘前市の景観計画策定に向けた取り組みを第二節で取り上げた。第三節は今まで取り上げたような地域活動に積極的に取り組む人だけでなく、より多くの人景観まちづくりに関わる方法として景観学習を取り上げたい。学校教育において、景観から地域を考えてもらう取り組みが学校や地域に対し、どのような学習として受け止められるのかをみていく。

## 第四章 多様な主体が存在する景観まちづくりに向けて

### 第一節 前川國男の建物を大切にすゝる会から学ぶ市民による

#### 景観へのアプローチ

### 第一節 弘前市景観計画策定に向けた市民参加の景観まちづくり

### 第二節 住民と行政を繋ぐ景観整備機構の活動 景観学習とその可能性

## 第一節 前川國男の建物を大切に作る会から学ぶ市民による景観へのアプローチ

建築家前川國男は、フランスの近代建築の巨匠ル・コルビュジの元へ留学し、帰国後には東京都美術館や国立国会図書館などの国内外の有名な建物の設計を手掛け、日本建築学会賞を受賞した巨匠である。そして弘前市は前川國男の設計した建物が処女作から最晩年まで 8 つも現存する貴重なまちでもある。そんな前川建築独特の空間や造形やその人物に魅力を感じ、それを大切にしようと思っている人たちが集まって、2004 年 2 月に「前川國男の建物を大切に作る会」が発足された。代表は発足当初から葛西ひろみ氏がつとめている。このような一人の建築家の名前を挙げ、その作品を通じて活動する団体は全国的に見ても稀であり、それが今回取り上げた理由である。

この団体誕生の発端は、弘前市のデパート中三弘前店で開かれた建築フォーラムを聞いたことに始まる。前川と共に働き、弘前斎場などの建設に関わった建築家中邑孔一氏が話した前川の建築に傾ける想いに共感し、夢中になった葛西氏が、前川の処女作品である木村産業研究所の存在をたくさんの市民にアピールしたいと考え、その熱い思いを友人の佐藤由香氏にぶつけた。そして「前川國男の建物を大切に作る会」を立ち上げる。

2002 年 10 月 5 日には、前川作品の原点ともいえる木村産業研究所を使って、「こんな人知ってる？前川國男の建物 in 弘前」と銘打った初のイベントを開催する。このスライドレクチャーを開催した当時の「前川國男の建物を大切に作る会」会員は、葛西氏が所属する弘前工芸協会の仲間ら 10 人に上る。イベントでは、来場者に建物の中を見てもらい、仲邑孔一氏がスライドで前川建築を紹介、秘話などを交えながら語った。また当時葛西氏は、「藩政時代の名所以外にも、前川が設計した建物が近代弘前をアピールするきっかけになってくれれば」という期待を寄せながら活動している。初めてのイベントは、市民がどれほど興味を示してくれるのか不安もあったようだが、新聞記事の表現によると、研究所の床が抜けるのではと心配されるほど人が集まったという。

2003 年 10 月 19 日には、「建物はあつという間になくなる。いいものを残していくはエネルギーが必要。沢山の人が建物を見てもらいたい」という葛西氏の思いから、弘前に残る前川の 8 つの建物を仲邑さんのガイドで巡るバスツアーを開催した。NHK文化センター弘前教室が同ツアーを企画したところ、弘前市をはじめ、岩木町、田舎館村、平賀町そして遠くは函館市からも応募があった。参加者は約 50 人で、市民会館、市立博物館、斎場、緑の相談所、弘前中央高校講堂、市役所そして木村産業研究所の内部や外観を見学した。仲邑氏は行く先々で参加者に対し、前川國男の弘前に寄せる熱い思いや、設計上の工夫を語った。仲邑氏は「前川は弘前に対する愛情、優しさを込め、津軽の文化や風土を生かしながら本物をつくらうとしてきた。建物は壊そうと考えたときに、ガラガラと壊れていく。これからの建物を長く残し、アメ色になるまで使ってほしい」と話した。ツアーに参加した弘前工業高校の生徒は「将来、前川さんのような建築家を目指したい」と語った。またボランティアで観光ガイドを務めている参加者は「前川さんの建物に興味を持つ観光客が

いるので、詳しいことを知りたいと思って参加した。母校である弘前中央高校の講堂が大変貴重な建物だと分かりうれしい」と話している。ツアーの企画に加わった葛西氏と斎藤氏は、「行く所、行く所で新しい発見があった。参加者に声をかけ、『前川國男を大切にする会』へと発展させたい」と抱負を語っている。

このように講師に仲邑氏を招いて行われた前川國男のスライドレクチャーや建物を巡るバスツアーなどを開催することで、徐々にその活動は広がりつつあった。またそれまでの活動を通じて次第に仲間も増え、2004年2月には正式に「前川國男の建物を大切にする会」が発足した。当時の会員は20名である。

同年10月からは、弘前中央高校講堂の椅子の修理作業に取り組んだ。この椅子は、痛みがひどく、汗をかいたシャツで座ると、背もたれの塗料の色がうつってしまう状態だった。その椅子をいったん取りはずし、弘前工業高校の実習室に運び、「前川國男の建物を大切にする会」の会員でもある工業高校建築科の故古跡照彦教員の指導のもと修理が行われた。会のメンバー以外にも呼びかけ、定期的に集まっては、紙ヤスリで塗料をきれいに落とす作業を続けた。この弘前中央高校講堂はその数年前に取り壊しの話が出ていた。現在でも保存の方向で、生徒たちの教育の場として使われているのは、「前川國男の建物を大切にする会」の活動が少なからず影響しているという。講堂の椅子の背板は806席あり、計26回、三年という長い月日をかけてすべての椅子を修理した。

2006年5月13、14日には、前川國男生誕100年祭として「弘前で出会う前川國男」をトークセッション・ピアノコンサート・カセットケースアート・パフォーマンス・オープンカフェなど様々なしなかけを用意して開催した。13日には弘前中央高校講堂において、木村産業研究所の理事長・木村文丸氏や主催者の葛西ひろみ氏、そして東京大学鈴木博之教授などをパネラーとして迎え、トークセッションをおこなった。14日は場所を弘前市民会館に移し、アートワークショップや劇団パフォーマンスが繰り広げられた。またホールでは仲邑孔一氏が「弟子から見た巨匠」と題し公演をおこなった。弘前市民会館は音響において高い評価を受けている建物である。100年祭のイベントでもピアノコンサートをホールで開催することにより、その建物の良さを参加者が実感する機会も設けられた。また普段市民会館は飲食禁止であるが、館長がこの活動に共鳴したことで特別措置をとり、カフェも設置することができた。このように期間中は前川のつくりたかった建物とはどんなものか、それを大いに活かす催しがなされ、普段味わうことのできない、新しい市民会館の楽しみ方を体験できた。またこの二日間にわたるイベントには葛西氏と斎藤氏の要望で、弘前大学教育学部住居学研究室と美術科の学生も活動に加わった。住居学研究室は、市民会館内に設置されたアート作品、カセットケースアートの制作に携わった。美術科では、前川國男にまつわる缶バッチをデザイン・作成し、当日販売した。この100年祭はこれまでの活動と比べて規模が大きく、様々な団体に協力を要請しながら運営していた。葛西氏は弘前大学に対してもこの取り組みに対する熱い想いを伝え、その勢いに乗るかたちで多くの人から協力を得られた。弘前大学の学生を含むボランティアは50名で、14日の催しには

約 400 人が訪れた。

2010 年 3 月には、弘前観光コンベンション協会と共に、「自転車でめぐる!!前川國男の建物たち」という小さなガイドマップを作成した。これは木村産業研究所や観光館などで無料でもらうことができる。そのガイドマップには、「弘前のユニークさ」として、このようなことが書かれている。「人口約 19 万人の弘前には、自転車で三時間ほどの距離に日本のモダニズム建築が、処女作から最晩年まで 8 棟現存している。庁舎やホール・斎場など様々な用途の建物をこのマップを持って、自転車でめぐってみませんか？それは、日本の近代建築の流れを見つめるタイムトラベル。あなたがタイムマシンになって、街全体が前川建築博物館の弘前を是非、堪能してください。」というメッセージだ。また、8 つの建物の紹介とともに、高校生が建物を見学した際の感想が載っている。それは、建物を見て何を感じたのか、専門家ではなく見しらぬ人の気張らないコメントを読むことで、自分はその建物について何を思い、どんな気持ちになるのか振り返るしくみにも感じられた。このガイドマップは、建物一つ一つをみていくと共に、まちを自転車でめぐること、弘前というまちと前川建築の関係性を感じてもらえることができる。それは、人々が景観を意識する瞬間であり、前川建築を通じて弘前というまちを再確認する取り組みにもつながる。このように「前川國男の建物を大切にす会」の活動はマップという紙面となることで、常に誰かの目に留まる新しい方法で市民や観光客に活動内容を発信している。

「前川國男の建物を大切にす会」が、あえて保存の会とは名乗らず、大切にす会と表現したのは、市民に慈しまれ大切に使い続けられることを願う気持ちからである。老朽化が進む建物は、その建物の価値をよく知らない人々によって改築される危機にある。それでもただ保存を訴えるのではなく、どうして保存したいかを多くの人に伝える取り組みなのだと考える。一人の建築家の作品に魅力を感じ、その建物を大切にす人々が集うことで、市民による情報発信が可能となった。その地道な活動は少しずつ弘前市民に広がり、その想いに共感する人が仲間となって活動を広げている。現存する 8 つの前川建築は、弘前市民によって今も何気なく使われている。ただその利用者は建物の価値を知らないことが多い。しかし、建物に凝らした工夫や、前川國男が弘前に建物をつくるときの想いを知ることで、見方・感じ方が変わってくる人もいだろう。「前川國男の建物を大切にす会」の注目すべき点は、前川國男の想いに共感した人が、新しい誰かにそれを伝えていくという、想いを繋ぐ活動であることだ。それは、シンポジウムやバスツアーのような言葉で語られることもあるし、弘前中央高校の椅子修理にも見られるように、自らが建物自体に働きかけることでもある。またパンフレットのように読み物として、人々の手元に残る情報もつくっている。このような一人の市民からはじまった活動にも目を向け、その本質を探ることで、新たな地域の見方が生れる。この市民ができる規模でおこなっている活動は、劇的な広がりは見せないが、今も弘前の町に何らかの影響を与えている。「前川國男の建物を大切にす会」に入らないまでも、その活動に出会い、共感した人にとっては、前川建築は市民の共有財産として大切にしていきたい建物になる。このような市民の想いを敏感

に察知し、その活動を大切にしていける景観まちづくりが行なわれることを期待したい。

## 第二節 弘前市景観計画策定に向けた市民参加の景観まちづくり

弘前市でも新景観条例の作成に向けて、新たな動きが始まっている。弘前では以前から自主条例によって景観行政を行なってきたが、実効力のあるものとは言えなかった。今や駅前にはホテルが建ち並び、駅から岩木山を望むことはできなくなっている。また、市街地においても建物の建て替えによって、まちの様子は変化し続けている。このように時代の流れとともに変化した景観は、弘前市民にとって良い景観なのか。残念ながらそうは言い難いように感じる。景観法制定の流れを受け、弘前でも地域の歴史をたどりながら、市民にとって住みたいまちを実現するため、地域のあり方が、景観からもう一度見直されている。

弘前市は平成 20 年 4 月に景観行政団体となり、景観法の制度を活用し、総合的な景観計画の策定に着手している。弘前市の地域特性を活かした、実行力のある計画にするため、地元で活動する建築家や、学識経験者による「景観アドバイザー会議」を行い、専門的な知見から多角的に検討を進めている。また NPO 法人などや、市民の一般公募から選ばれた人々による「弘前市景観懇談会」も合わせて実施した。このように策定段階から市民の意見を積極的に取り入れ、景観計画を策定中である。

第三回景観アドバイザー会議では、弘前らしさを会議のメンバーだけで規定すべきでないという意見が出た。誰のための景観形成かを考えた際、それは間違いなく弘前市民のためである。だからこそ、大切にしたい地域の景観をより多くの人から聞く方法を検討した。その取り組みの一つとして平成 21 年度に「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」を市民から募集した。募集要項は、大切にしたい風景の場所・コメント（任意）・写真・スケッチや俳句・短歌など応募風景を表現したものである。募集期間は平成 21 年 10 月 1 日～平成 21 年 11 月 20 日である。また風景の時期は不問で、一人で複数の応募も可能とした。私も事務局として市役所の方々と共に集計をおこなった。「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」は約二カ月の間に、187 件の応募があった。以下が応募結果である。

### ◇募集結果

・総数 風景 187 件 応募者 38 名

風景表現	写真 103 枚、 25 名	絵 12 枚、 1 名
	俳句 15 句 5 名	短歌 3 首 1 名
	漢詩 2 篇 1 名	エッセイ 8 篇 1 名



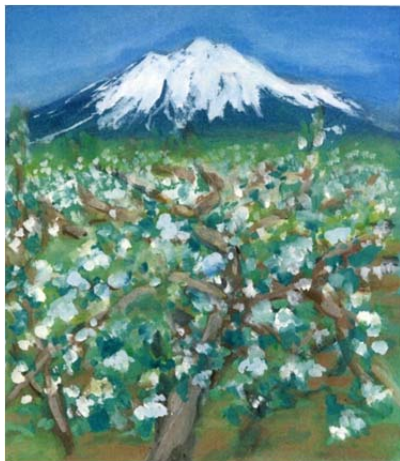
・募集の多かったもの

1. 岩木山のある風景 66件、応募者24名

岩木山との組み合わせで多かったもの…リンゴ園・田園・町並みなど

2. 弘前公園及びその周辺 31件 応募者12名

3. 五重塔のある風景 20件 応募者6名



①



②

風景募集より抜粋

① タイトル：りんごの花と岩木山

② タイトル：弘前から見る岩木山の風景

コメント：岩木山の素晴らしさは、裾野の広さにあると旅行客が言っていました。弘前に住んでいて、朝夕雄大な岩木山を眺めては幸せを感じています。昔の道路は正面に岩木山が見える道路があったような気がします。どこに居ても雄大な岩木山の眺めが変わらないことを願っています。

「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」で市民から寄せられた募集は、その後、「私の好きな・大切にしたい弘前の風景展」と題し、弘前の各地で展示された。開催場所は以下のとおりである。

	開催場所	日程
1	弘前市役所（二階ロビー）	2月4日～2月26日
2	ロックタウン弘前樋の口（専門店街通路）	2月5日～2月11日
3	弘前駅自由通路	2月5日～2月14日
4	イトーヨーカドー弘前店（地下連絡通路前広場）	2月13日～2月21日
5	中央公民館岩木館（二階ホール）	2月16日～2月26日
6	相馬庁舎（第3会議室）	2月16日～2月26日

また弘前市では、平成22年2月15日～2月28日に、市内居住の16歳以上の男女200人を無作為抽出し、アンケートを実施している。このアンケートでは景観計画の策定にあたって、市民の考える景観資源や景観阻害要因を把握することで、景観形成上の課題を整理し、地域の特性を活かした景観形成に反映させていく考えである。また、市民の景観形成に対する意向を把握することで、市民と協働で景観形成に取り組むための手がかりとする。アンケートの回収率は30%（700人）であった。

市民アンケートでは、弘前の景観資源に対する評価で、弘前を代表する景観資源として16項目を挙げ印象を聞いた結果、「とても魅力的」との回答が90.4%を占め、トップだったのが「岩木山」だった。次いで評価の高い順に「弘前城・弘前公園」（87.0%）、「まつりのある風景」（80.3%）、「社寺や史跡など歴史的資産周辺のたたずまい」（65.9%）、「りんごにかかわる風景」（57.9%）だった。景観を悪くしている要因としては、カラスの糞が72.4%でトップだった。景観のために市が取り組むべきことでは、山や川の自然保全が65.1%で最も多かった。現在の弘前の景観に対する印象では、良いと思う上位5項目として1位. 下町の風情・雰囲気 2位. 各所の歴史的建造物 3位. 弘前公園・堀 4位. 弘前公園周辺の街並み 5位. 街中の緑・公園、があげられた。一方、悪いと思う上位5項目は1位. カラスの問題 2位. 活気のない土手町 3位. ごみのポイ捨て・放置 4位. 不十分な歩道・道路の除雪 5位. 空きビル・空き店舗だった。昔と比べた弘前の景観に対する印象では、良くなったところとして「道路が整備され広くなった」「駅周辺の街並みがきれいになった」が上位を占める一方、悪くなったところとして「土手町に活気がなくなった」が最も多かった。

また弘前では、市民とともに景観について考えるために、毎年景観フォーラムを開催している。平成22年2月1日に行われた第19回景観フォーラムでは、例年のような講師を迎えての基調講演ではなく、景観アドバイザー会議の委員と、弘前市景観懇談会のメンバーが集まった合同公開会議としておこなわれた。そこでは、フォーラムを聞きにきた市民にも意見を求め、会場全体で今後の景観について議論する方法が取られた。フォーラムの会場には、各地で開催した風景展と同じように市民からの応募作品を展示し、始まるまでの時間に多くの市民が席を立て、風景写真とコメントを見ていた。会議では、募集のあった風景を岩木山、五重塔、弘前公園および周辺、神社およびその周辺などに分類し、スクリーンを用いて参加者に紹介した。

アンケート結果の報告後に行われた会議は、議論の要点を常にパソコンに入力し、スクリーンに映すことで声の聞き取りにくい人にも議論内容が把握できる工夫が施された。また、市民から意見を求めると、地元に対する熱い想いを語る人々がいた。しかし、日ごろ感じている景観への不満を述べる人も多く、今後の景観を良くするための議論というよりは、弘前市役所へ向けた苦情や要望を述べるに留まるケースが多く見られた。このことから、身近な景観に対し考えることはあるものの、自らが景観を形成していくという認識がまだ薄いと感じる。とはいっても、弘前市役所が開催する景観フォーラムにおいて、20

0人近い市民が訪れて議論ができたことは、大いに今後の景観形成に役立つと考える。

会議では、「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」の集計結果を見て、「奥行きのある景観」という概念が出され議論した。写真などから読みとれる風景は、様々な構成要素を含んでいる。例えば写真に写っている岩木山だけが魅力的なのではなく、その手前に広がる町並みを含んだ景観を好きな景観とした人もいるし、建物の隙間から見た五重塔の募集などもあった。このように遠景を楽しむためには、近景への配慮が必要である。だからこそ、個々の建造物や山などを見るためには、広域にわたった景観コントロールが必要であるという認識が持たれた。また、一番町の景観を取り上げ、新しいものと古いものが調和する景観についても話し合われた。伝統的な建物が並ぶなか、昔の弘前では前川建築のように、当時では新しかった試みをも受け入れた。それは前川國男が周辺の環境や建物を意識して建物をつくったからでもある。前川國男の建物のほかにも、弘前には明治、大正期に建てられた古い教会や洋館、民家なども残り、新旧・和洋が連なる町並みが出来上がっている。だからこそ、これからも弘前市では新しいものを受け入れる気質を大切にしながら、今ある良いものを大事にしていく必要があることも話し合われた。

「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」によって得られた市民からの視点は、実際の景観計画に活かされるために、現在検討中である。弘前の景観の象徴的存在として認識されている岩木山は、市内のいたるところから眺めることができる。また、風景募集からもわかるように、景観資源は市内のいたるところに分布している、このようなことから、景観計画の対象となる地域（景観計画区域）は市全域とした。また、アンケートや風景募集の結果によって、城下町らしさが残る弘前公園周辺や、岩木山への眺望景観など弘前ならではの景観を保全するため、景観形成重点地区を選定し、特に重点的に景観形成を図っていくためのルールを現在作成中である。弘前らしさとは何かを市民と共に考え、その声を元に景観計画をつくっていく。そうすることで、市民のための景観が形成されることを期待したい。

今回の集計で、歴史的町並みや自然風景など、誰もが良好だと思える対象を保全するだけでなく、その周辺に存在する、ふつうの市街地にも目を向けた景観まちづくりや地域らしきを守り・つくり・育てていく重要性が見えてきたとも言える。日本の既成市街地では、社会的・経済的な要因によって常に建物の建て替えが発生し、景観が安定しない。しかし、景観は地域環境の表れであって、景観への取り組みは地域の質を高めることにつながるとも言える。

景観は、地域の地形や歴史の文脈における建築物の建ち並びであり、そこには地域環境のあり方が現れる。この全体像をそのまま景観づくりの法規定として表現することは、現行の法制度のままでは難しい。景観計画では景観を構成する多様な要素のうち、建築物、工作物、開発の基準に置き換えることになる。しかしこのように、景観を構成要素に分解して個別の基準にすると、景観を特徴づける建築物どうしの関係や建築物と工作物等といった地域環境の文脈における読みとりが抜け落ちる。このため基準がどのような地域の風

景や環境を示しているのか、抜け落ちる意味を補足し、基準の意味を伝える努力が求められる。

また地域の景観を構成するものは、単一の建物や工作物だけでなく、その周辺に並ぶ建物や街路樹、道路、そして人々の営みなど数えきれないほど存在し、それらが複雑に交じり合って存在している。そのなかで取り上げやすい建物の高さや色など数値による基準によって規制をかけるだけでは、景観が良くなるとは限らないことがわかる。

弘前は津軽地方を統一した津軽氏の城である弘前城を中心に街が広がる。そして代官町、鉄砲町、鍛冶町、銅屋町、桶屋町など城下町独特の地名が今も生きている。また宗教都市としての顔を持つ弘前には、各地に社寺や教会、そして外国の文化を受け入れながらつくられた洋館が現存し、それらの共存が弘前らしい魅力的な街並みとなっている。弘前城やこのような街並みを背景に、昔から引き継がれてきた春のさくらまつりや夏のねぶたが風情を醸し出す。歴史ある神社仏閣の夏の宵宮も情緒がある。お山参詣地区は、岩木山神社や高照神社と両神社を結ぶ旧街道があり、津軽のシンボルである岩木山信仰の伝統も現在にまで受け継がれている。これらは他にはない弘前市の文化であり貴重な資源である。市民によって共有されるべき景観資源は他にもまだ数えきれないほど存在するだろう。今回の風景募集では、市民の身近な景観への想いを聞き出し、その想いをより多くの人と共有するため、風景展を開催した。応募者にとっては自分の意見を大勢の人に表出する場となり、風景展に訪れた人にとっては、同じ地域に暮らす他者の視点を知る貴重な機会となった。

また景観として今まであまり注目されなかった市民の生活の場にも、今後の景観形成に向けた取り組みが必要であると考え。「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」によって市民の声を活かした景観形成は始まったものの、景観計画において基準を定めれば、自動的に景観が良くなるものでもない。景観形成においては、基準を場所ごとに読み解き、その場所の特徴を活かすようなデザイン的解決が求められる。だからこそ、どんなに地域を分割し、その地区に合った基準を設けても、その地域環境に合った景観となる保証はない。基準のデザイン的解決には、複数の選択肢があるし、立地や周辺状況によって同じ基準でもデザイン選択の可能性は変わる。このため、ガイドラインをつくったり、何らかの協議プロセスを組み込むなど、個々の建築や開発行為の計画内容を調整し、市街地の大きな変化を抑制したり、あるいは変化を活かした景観づくりを試みる必要がある。

また、市民参加による景観づくりを行うためには、今回のような取り組みを継続して行うことと共に、地域の人々のニーズを引き出しながら、市民自らが景観形成をおこなえる方法を検討し、行政がサポートしていくことも求められるのではないかと。弘前市では景観懇談会のメンバーの一人として「前川國男の建物を大切にする会」の代表葛西ひろみ氏を迎えている。このように、地域景観に対して、自分なりの意見をもって活動している人を行政からはじまる景観形成に巻き込み、市民と一体となった景観計画策定を目指していることがわかる。アンケートなどによる名ばかりの市民参加が存在する時代だからこそ、風

景募集のような労力はかかるが、より多くの市民への積極的な歩み寄りを継続し、地域と一体となった景観まちづくりの動きに発展することが求められる。

### 第三節 住民と行政を繋ぐ景観整備機構の活動 景観学習とその可能性

景観法の制定によって、景観形成の取り組みは各地に広がっている。そして行政による景観計画および景観条例は策定・運用はなされているが、景観計画が完成しても、市民に周知させる活動や景観形成に向けた取り組みは長い目で見ていくことが必要である。そして規制にはかからないような小規模でかつ身近な景観は、人々の生活によってつくられていくことを忘れてはいけない。地域の景観をつくっていくのは、やはりその地域に暮らす市民である。

社会の秩序を保つためには他者への配慮が必要であり、そしてそれを促すために用いられる方策として、規制、誘導、啓発がある。法規制というのは文字通り規制的手段にあたる。遵守しなければ、罰を与えることによって、強制的に守らせるという手段である。それに対し、誘導的手段はメリットを用意することで行為を行わせる方策である。都市計画分野では、総合設計制度による容積率の緩和が誘導的手段の典型である。景観法のなかでも、景観重要建造物に対する税の特例や規制緩和がこれにあたる。

一方啓発的手段というのも存在する。自発的な行為を促すために意識の高揚や動機づけを図るものである。社会心理学の動機づけ理論にもとづけば、規制・誘導は外発的動機づけ、啓発は内発的動機づけ、ということになる。外発的動機づけの場合、罰や褒美がなくなれば行為を止めてしまうのに対し、内発的動機づけの場合は行為の継続性が高くなる。

法的な規則は一定の効果があるだろう。しかし、これは根本的な解決にはなっていない。本来は一人ひとりの住民や事業者が自発的に景観に配慮し動くことで、よりよい景観をかたちづくるのだと思う。そうした意味では、法規制による景観形成は最善の策とは言えない。つまり、お互いさまの気持ちがあれば、規制を持ちださなくても良好な景観はできあがっていくと考える。

しかし、残念なことに社会の現状はこれとは反対に向っている。勝手なことを言う住民は後を絶たず、自らは動かないのに文句を言う。そんな人が大勢いるのが現状ではないだろうか。法や規則、そして貨幣がはびこる現代社会は、一個人がそれらに守られることにより、一人ひとりが個性ある主体として相互に交渉し合う苦悩は軽減された。私達は様々な制度に頼り、社会の調整を図ってもらおうとする。しかし、楽をしたいという気持ちや誰かに委ねたいという気持ちから抜け出し、自らも努力しながらより良い社会をつくり出す必要性をいつの時代も忘れてはいけない。制度に依存するのではなく、私たち一人ひとりがコミュニケーションを図りながら問題解決を図りたい。その積み重ねによって社会全体を変える時代に入ったのではないか。

景観の取り組みも同じであり、法制度として確立させ、淡々と実行するような景観づく

りの前に、まちづくりの方向性について議論を繰り返し、調整を重ねながら意見を共有していくことが求められる。そして、共有されたまちの将来像を実現するために、自らは何をすべきか考え、一人ひとりが実行していく。そうした活動の積み重ねによってより良い景観がつけられていくと考える。

景観法ができ、景観への取り組みが全国で活発に行われている。景観を考えることは、地域の環境を考え行動する第一歩であると考え。だからこそ、景観からのまちづくりのためには、地域を見つめる機会と、地域の景観を他者と共有する時間が必要である。景観まちづくりは、単にまちを美しくすることに留まらない。景観という切り口からまちを観察することによって地域の環境を良くする取り組みであり、まちの環境そのものを良くしていくのである。それは自律した人々を育て、そして地域を育てる。もちろん住民が良いと思う景観は、非常に幅がある。こうした中から各人の想いを引き出し、地域の景観としていくためには、日常生活のなかで景観を自らが見直してみる、といった仕組みが求められる。だからこそ、地域住民の意識向上のため、身近な景観を見直す取り組みである景観学習が求められるのではと考える。その土地の出来事がカタチとなって表れてくる景観だからこそ、継続的な取り組みが必要であるし、そのためには景観まちづくりの視点を持った人々の営みが重要である。

北上市は景観計画策定後も、景観づくりを担う市民の力を育成するために、幅広い世代に向けた景観学習を実施している。その中でも、将来の北上市をつくる子供たちにも「景観」という言葉に触れ、地域について考えてもらう機会を設けている。平成21年度から各小中学校に募集をかけ、希望のあった学校に講師を派遣し、数回の授業をおこなった。平成21年11月21日には黒岩小学校で第1回目の景観学習が行われている。小学校5年生6名、6年生6名計12名に対し、1時間目は「景観って何だろう？」と題し弘前大学北原教授が、子供たちに景観の概念を伝え、次の時間に行われる学校周辺のまちあるきの基礎的なことを教えた。2時間目は、実際にまちあるきをおこなった。生徒たちはまちのなかの様々な景観を写真におさめた。写真を撮る対象は、自分の「好きな」景観、「気になる」景観、「嫌いな」景観である。生徒たちはまちを見渡しながら、思い思いの場所で立ち止まり、写真を撮っていた。3時間目は、学校にもどって、みんながとった写真をスライドで見ながら今日の活動を振り返った。また次回に向けて、各自みんなに伝えたい景観を3枚ほど選び、どうしてその写真を選んだのか、自分は何を感じたのか発表できるよう指示を出した。生徒たちは平均して一人50枚ほどの写真を撮っていた。

2回目の授業では、地域の人や父兄を招いて生徒たちの見つけてきた景観を発表する時間になった。スクリーンには生徒が選んだ景観が映し出され、その景観について題名をつけ、なぜそのような題にしたのかの理由や、気になるや嫌いな景観に対してはどのようなことをすれば良いかについても考えを述べた。最後に北原教授は生徒が撮ってきた約600枚の写真の中から、共通する風景や、ユニークな視点をまとめて紹介した。今回の景観学習は自分の「好きな」景観、「気になる」景観、「嫌いな」景観のどれかを選ぶだけでなく、コ

メントの欄に、自分なりの題名をつける、というユニークな行動が見られた。

今年度も景観学習は継続して進められている。昨年は初年度ということではなかなか手をあげてくれる学校が見つからなかったが、今回積極的に景観学習を取り入れようとする学校が出てきた。長沼地区にある和賀東中学校では9月27日に景観学習を行い、その参与観察をおこなった。

今回も総合的学習の時間に行われ、景観を通じて自分たちの地域を見つめなおし、そこで何を感じるのか、そしてより快適に暮らしていくために自分たちには何ができるか考え、意見を述べ合う学習である。前回のまちあるきの感想で、通学路でもある川沿いの整備が不十分なので、もっとあじさいを植えたら華やかで良い景観になるという意見が生徒から出された。その場所は長沼1区・2区自治会の人々によって、3章でも述べた景観まちづくり修景実験が行われている場所でもある。自治会では、水路、路肩の整備そして草刈りを行ったのち、あじさいの苗木100本の植栽をおこなった。来年度も植栽を続け、1キロにおよぶあじさいロードをつくろうと計画していた。生徒による学校周辺の川沿いにあじさいを植えるという案と、自治会の取り組みが合致したため、自治会も一緒になってこの学習を支援した。自治会からは20人以上が集まり、授業の進行を務める景観整備機構と協力しながら、生徒をサポートしてくれた。自治会の方々には植える場所の草刈りから、苗を植えるところの土を掘るまでを授業が始まる前に準備してくれ、中学生は苗を植えるだけの簡単な作業だった。にもかかわらず、土いじりを経験したことがない生徒がほとんどで、予想以上に作業に時間がかかった。また、生徒は優しく指導してくれる地元の人と上手にコミュニケーションがとれず、少しぎこちなさも感じられた。



生徒の到着を待つ長沼自治会の方々



手惑う生徒を手伝う様子

授業の後、和賀東中学校の古舘裕之教諭にヒアリングをおこなった。景観学習を実施してみたの感想は、『「景観」という言葉自体に馴染みがなかったのも、生徒もはじめてだが、教師にとってもはじめて学ぶことだらけだった。』と述べている。また、今回の景観学習を他の授業と関連付けることは可能か、という質問には「先生方も忙しくて、なかなかできないが、社会科では地域を学ぶ授業があるので、そこで景観学習に興味を持った事を取り

上げることは可能かもしれない。」と景観学習をきっかけに各教科で生徒の興味に沿った授業展開の可能性があることもわかった。また今回のように地域住民と連携した授業について聞いてみると「地域との連携は大切だと思うが、教師自らが地域に出向いて協力をお願いすることは難しい。今回はNPOさんからの提案があったから我々は乗っかるだけで、授業もあちらが全てやってくれた。」と学校現場と地域の連携には、NPOのような両者を上手くコーディネートする機関の必要性も感じられた。

また、今回の景観学習の実施を決めた川村庸子校長にもヒアリングを実施した。なぜ、馴染みがないであろう景観の学習をはじめようと思ったのか伺うと、「学校の前には遺跡があって、地域のみなさんが毎日のように草取りなどの手入れをしてくれる。そんな地域の人の姿を見て、生徒と共に地域に対してできることはないか考えたかった。」と言う。また「地域にある神社や遺跡などの歴史を学ぶといった授業をしたいのだけど、景観学習でできるか？」という疑問も持っていた。景観学習では地域を生徒たちに自由に歩いてもらい、そこで生れる発見そのものに重きを置く。生徒によって何が取り上げられるか予測できない不安もあるが、そこには意外性や発見の喜びがある。それを生徒や教師が受け止め、発見を受けて教師が各教科への学習に取り入れていくことは可能だと考える。生徒の興味の数だけ各教科への発展もあるので、先生方次第で幅広い学習につながるという考えを述べたところ、理解を得てくれた。また、「家が近くてもほとんど生徒は車で送り迎えしてもらってるんです。普段教師以外の大人と話す機会がないから戸惑ったと思います。これからの訓練ですね。」と、地域の人と生徒の交流がないことを認めながら、今後もこのような活動を続けていくことで、少しずつ地域の人との関わりに慣れていくことを期待していた。そして今回の行政やNPOの支援によって、地域住民と共に授業が行える機会として、今後も景観学習を続けたい意向を示している。

「景観」という言葉に馴染みがないのは教師も同じであり、専門家の派遣によって授業を展開することで、生徒と一緒に教師も学ぶという状態であった。また、景観学習を普段の授業で行なうことを想定した場合、まちあるきの際には安全対策のため、ある程度の教師を配置することが予想され、教師一人での実施は難しい。やはり他の教師や地域住民あるいは今回のように行政やNPOの支援が必要であると考え。景観学習では、まちあるきによって発見した景観を発表することで、自分の感じた景観を言葉にして表現するだけでなく、相手の視点や価値観を知る機会を得ることもできる。さらに和賀東中学校においては、その意見をもとに実際に景観を良くする取り組みも経験した。そして地域の人々と一緒に景観形成を行うこともでき、自分が行動することによってまちの景観は変わるという認識ができたと感じる。和賀東中学校は周りが田んぼに囲まれた自然豊かな場所にある。地域の繋がりも強く、今回の授業にも多くの地元住民が協力してくれた。それでも学校と地域の連携は難しいようで、授業での協力はNPOが間に立った今回が初めてだった。この事からも、学校や地域の活動団体、行政などの連携をはかり、景観学習を実現させた景観整備機構の役割の重要さがわかる。地域と学校の関係が薄れている現代だからこそ、その



関係性を大切にする取り組みが重要であり、景観整備機構が行う景観学習によって地域と学校の連携が強まるという効果も期待される。

この北上市で行われている景観学習の取り組みを追うかたちで、岩手県でも景観学習が始められ、今年モデル校として6つの小学校で景観学習が実施された。今後さらに景観学習を広めるため、岩手県では景観学習副読本の作成を検討している。そこでは、モデル校となった教師や、講師となって景観学習をする北上市の景観整備機構、北原啓司教授などが議論し、修正を重ねている。このように景観整備機構の持っているノウハウは、他の地域にも伝えられ、今後の景観学習が岩手県全域に広がる可能性もある。

また景観学習は景観整備機構が存在しない地域でも行なわれている。行政による意識啓発の目的として景観学習をはじめた地域は増加し、詳しい研究成果はないもののその活動は今後の景観形成のために期待されている。今回取り上げた北上市での景観学習は、景観整備機構の働きが大きく関わっており、学校と行政を結ぶだけでなく、生徒が地域を見つめる活動から、地域住民を巻き込んだ取り組みへと発展できた。今後は学校の持つ地域との繋がりや、行政による様々な団体と協力した景観学習を行なうことで、この学習は大いに広がりを見せることができる。

## 結論—豊かな生活環境を実現するための景観まちづくりとは—

### 1. 景観法制定の意義と施行上の課題

2004年に景観法が制定されて以来、多くの自治体は景観行政団体となり、地域で景観計画を作成し、運用に取り組んでいる。暮らしやすい生活環境を実現していくうえで、景観の果たす役割は大きく、景観に関する初めての基本法である景観法が制定された意義は大きいと言える。景観法の特徴としては農村地域も含めた広範囲で様々な景観が計画の対象となった。また、建物の高さなど定量的な規制に加えて定性的な表現が規定として採用可能になり、「周辺に配慮する」「町並みに調和する」といった曖昧な表現も基準として認められた。また地域の景観特性に応じた景観計画をつくることが求められ、自治体の意向で、緩やかに厳しくも設定できるルールづくりが特徴である。このことから、これまでの法制度とは異なり、全国一律の設定基準を設けるものではないことが分かる。また、その地域の実情や目指すべき方向性に合わせた独自の景観政策をつくることが可能となった。

景観法を活用するには景観行政団体（都道府県や、その協議・同意を得た市町村）となり、景観計画を策定する必要がある。しかし計画を実行していくためには行政による規制・誘導だけでなく、市民と一体となった継続した積極的な取り組みが必要である。

### 2. 歴史的景観の保全から「ふつうの町」の生活景を育てる景観まちづくりへ

歴史的建造物群保存地区は、景観法よりも早くから地域に適応され、効果をあげてきた法律である。地域の景観の中でも、その特徴を見出しやすい歴史的景観はその地域を特徴づける景観を住民同士で共有しやすく、保存が進められてきた。長年の努力によって守り育てられてきた伝統的建造物群保存地区は、ただノスタルジーに浸る希少な場所としてではなく、地域の伝統や文化を大切に育て、それがカタチとなって表れた、私達のお手本となる地域として捉えた。観光客に媚びてしまったテーマパークのような歴史的景観も一部では存在するが、伝統的建造物群保存地区は私達に生活環境を豊かにし、地域に誇りを持って生活する方法を示してくれる町並みである。だからこそ今後は、いままであまり注目されてこなかった昔の風情が色濃く残っていない地域、すなわち「ふつうのまち」にも目を向け、地域環境を改善していくことにより、歴史的町並みに限らず広域にわたって良好な景観が育てられ、そして人々の生活がより充実していくことを期待したい。

### 3. 行政と市民をつなぐ景観整備機構の必要性と課題

第一章で述べたように、景観計画ができたことによって景観が良くなるとは限らない。あくまで景観をつくっていくのは市民である。またより身近な居住環境をつくる主体は生活者であり、地域の中で生活している自覚の有無に関わらず、私有地であるかどうかにかかわらず、少なくとも他者から見える様相には、その地域の生活者の住まいに対する認識が読みとれる。だからこそ、より多くの市民が参加した景観まちづくりを行っていく必要

がある。その役割を担うことが期待されている景観整備機構は、景観法で認定できる機関であり、景観に関する住民の取り組みを支援することが期待される。全国的に認定数は少ないが、景観まちづくりを継続して行なっていけるという点、そして景観形成を担う人々を育てていけるという点でこの制度に期待したい。研究で取り上げた京都景観・まちづくりセンターといわて NPO-NET サポートは、地域の景観形成に向けた取り組みの中心を担う存在として発展していた。京都景観・まちづくりセンターでは、京町家の保全・再生を中心とした活動を続け、生活者や所有者の意見を景観まちづくりに取り込むだけでなく、そのニーズに合わせて、事業者や学識経験者、企業、大学、そして京町家に関心のある市民など多様な団体と連携をとることに成功している。住民の支援をおこなう景観整備機構は、様々な団体の協力のもと京町家の調査を行ないながら知識を深めることで、活動の幅に広がりを見せている。所有者や生活者の負担になっていた資金面においてもファンドを設立させ支援することができ、京都景観・まちづくりセンターの取り組みによって京都市に状態の良い京町家が再生され、景観に嬉しい変化が起きることが何よりの成果であると感ずる。

北上市にあるいわて NPO-NET サポートは、元々意識の高い住民が各地区にも存在し、その地区ごとの地域力をまとめて、地域間の交流を図りながら景観まちづくりを発展させているのが特徴的であった。また行政からの信頼も厚く、景観施策以外のまちづくり活動も NPO-NET サポートが委託していることが多い。このように景観に限らない地域活動をこなし、様々な側面から市民と関わっているため、地域とのネットワークが確立され、それを景観に活かすことで、現在のような多様な方向からの景観まちづくりが実現されている。今後は、将来の地域を担う若い人々が景観まちづくりに参加できるようなしくみをつくっていくことが課題である。

#### 4. 市民からの景観まちづくりを担う地域活動グループの可能性

四章でも述べたように景観に対してのアプローチは一つに限らない。景観法のなかで新たに制定された制度の一つである景観整備機構は、景観まちづくりにおいて重要な役割を担えると思うが、地域に景観整備機構になるような団体がなくても、市民からの景観まちづくりは可能であると、弘前の取り組みは教えてくれる。自分の住む地域において大切にしたいものを見つけ、その想いを表明した「前川國男の建物を大切にする会」は、一人、また一人と共感する人が増え、10年以上も継続して活動が続けられている。その間にシンポジウムやツアーを通じて前川國男の想いに共感した人々は、前川建築に対して新しい価値を備えもつようになり、それが建物を大切にする活動へと発展していった。けして大きな団体ではないが、会員の情熱と行動力は弘前の景観にこれからも影響を与えてくれるだろう。また、このような団体や、多くの市民の声に耳を傾けようとする景観行政団体が弘前には存在する。行政は景観整備機構ほど地域に出向き一緒に景観まちづくりができないかもしれない。それでも意見を募集する際の工夫や、市民の声を受けて学識経験者や一部

の市民が議論した内容を広く公開し、今後の景観形成に活用していく取り組みは、市民が快適で楽しい生活ができる環境をつくる手掛かりとなるだろう。

一方で、第二章で述べた、黒石市「こみせ」通りの旧松の湯再生プロジェクトに見られるように、本来整備されるべき地域の景観資源を、外部から来た観光客の声や黒石のケースのような大学生たちの提案がきっかけとなって、地域の中に新たな地域活動グループが組織されていく可能性も大きい。ややもすると日常の中で埋没してしまいかねない地域の景観資源を、外部からの声によって改めて認識し、それを育てていく地域人が存在するようになることは、景観を「育てる」取り組みにとって、重要である。さらに、外部からの視点は、逆に地域の景観上の問題にある意味で慣れてしまい、深刻な問題と認識しなくなってしまった地域の人々を覚醒させる役割を持っている。そのような過程で形成されていく新たな地域活動グループが、外部の人々を巻き込みながら多面的に発展していくことにより、地域独自の景観整備が可能となっていくのではないだろうか。

## 5. 「学び」から持続可能な景観まちづくり

最後に、景観は50年、100年先を見つめた取り組みであり、即効性のあるものではない。人々の生活の変化によって確実に変化を遂げ、今つくられる建物もいずれは歴史的な建物となる。長い歴史の中で、少しずつ建物や工作物が入れ替わるなかで、何を軸にして景観づくりをおこなえばよいのか、それは地域に住む人々の議論の中で決められるべきだと考える。そのためには、より良い景観をつくっていくために考え、話し合い、行動する市民の存在がなくてはいけない。

つまり市民の景観意識がその地域の景観水準なのではないだろうか。もちろん、建物の建替えなど専門的なことは行政による支援が必要であるし、基準を設けて景観を整備していく事も大事である。しかし制度に依存するのではなく、私たち一人ひとりがコミュニケーションを図りながら問題解決を図り景観をつくっていくこと、その積み重ねの方が制度の充実よりも求められていることではないだろうか。だからこそ、周辺環境や景観について考え、景観を市民共有財産として良くしていく人々を育てることが求められ、それは第四章で述べた景観学習の取り組みによって育まれると考える。景観という切り口からまちを観察することによって地域景観を他者と共有し、景観を良くする行動によって、まちの環境そのものが良くなることが学べるからである。このように景観学習は自律した人々を育て、そして地域を育てる可能性を持っている。

学習を受けてすぐに景観への積極的なアプローチをすることは難しいかもしれない。だが将来の地域を担う人々が、私的利益を追求するだけでなく、他者の価値観も受け入れながら、地域全体で地域環境をつくっていける人となるために、また将来、景観整備機構に指定できるような市民活動団体が登場するためにも、未来に向けて持続可能な、豊かな生活環境を実現するための景観まちづくりにとって、そこに暮らす人々の「学び」と、その支援のための仕組みや支援が重要であると考えられる。

## 参考文献

- ・小浦久子（2008）『まとまりの景観デザイン 形の誘導規制から関係性の作法へ』  
学芸出版社
- ・田村明著（2005）『まちづくりと景観』 岩波文庫
- ・自治体景観政策研究会編（2009）『景観まちづくり最前線』 学芸出版社
- ・日本建築学会編（2009）『生活景—身近な景観価値の発見とまちづくり—』  
学芸出版社
- ・日本建築学会編（2005）『景観法と景観まちづくり』 学芸出版社
- ・財団法人 京都市景観・まちづくりセンター編（2008）『京町家の再生』 光村推古院
- ・八甫谷邦明（2010）『まちづくり 地域づくりと景観法』 学芸出版社
- ・小林英嗣ら（2009）  
『景観の計画的リビジョン これらの地域・都市づくりを見据えて景観を改めて考える』  
健心社
- ・小林英嗣ら（2009）『景観の計画的リビジョン2 景観からの価値創造』 健心社
- ・鳴海邦碩 小浦久子（2008）『失われた風景を求めて 災害と復興、そして景観』  
大阪大学出版社
- ・西村幸夫編（2007）『まちづくり学—アイデアから実現までのプロセス—』 朝倉書店
- ・北原啓司（2009）『まち育てのススメ』 弘前大学出版会
- ・森内忠良（2005）『アーハウス no.1』 アーハウス編集部
- ・『京都の景観』（2009） 京都市都市計画局都市景観部景観政策課
- ・『歴史の町並み』（2010） 全国伝統的建造物群保存地区協議会
- ・『北上市景観計画』（2009） 北上市建設部都市計画課
- ・『陸奥新報』2003年9月13日「前川の建物に引かれ 市民へ魅力アピール」
- ・『陸奥新報』2003年10月20日「巨匠の足跡たどる 弘前バスツアー」
- ・『東奥日報』2006年9月4日「前川國男設計の弘前中央高講堂 いす 806席補修完了」
- ・国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>
- ・黒石市中町伝統的建造物群保存地区保存計画  
[http://www.city.kuroishi.aomori.jp/Nakamachi\\_Komise/Image/0301\\_hoz\\_keikaku/](http://www.city.kuroishi.aomori.jp/Nakamachi_Komise/Image/0301_hoz_keikaku/)
- ・特定非営利法人 いわてNPO—NETサポート <http://www.npo2000.net/>
- ・京都市景観・まちづくりセンター <http://machi.hitomachi-kyoto.jp/>
- ・前川國男の建物を大切にする会 <http://www.geocities.jp/maekawanokai/>

## 謝辞

私は、幼いころから弘前のまちを見てきました。大好きな土手町商店街をはじめ、まちが徐々に活気をなくしていく様子を見て、地域活性化のためにはどうすればいいのか、そして自分にできることは何かを学びたいと思い、弘前大学に入りました。

住居学研究室に所属し早5年です。本当にあつという間でした。振り返ってみると、とても充実した5年間だったと感じます。入学当時の私の興味は弘前に限られていましたが、県内外でのワークショップに参加し、様々な地域の魅力を知ることができました。また、他の土地と比べることで、弘前の良さを再確認することもできました。

学部4年生の頃は、何を研究題材にしようかギリギリまで悩み、北原先生には大変迷惑をかけました。卒業論文提出時期になっても私の考えは煮え切らず、もどかしい思いを残したまま大学院に進学したのを覚えています。景観とは私にとって、とても深く、複雑なテーマです。取り組むのが何度も嫌になり、違う題材に変更しようと思ったこともありました。しかし、お世話になっている北上市や弘前市の方々の地域への想いや、熱心な取り組みを見て、私ももっと頑張ろう、景観の研究を続けてみよう決めました。それでも、考えては立ち止まり、少し進むとまた悩みはじめ、途方もない日々でした。そんな理解力のない自分にうんざりしながらも、今日という日を迎えることができました。指導して下さった北原先生には、何度お礼を言っても足りないくらいです。本当にありがとうございました。また、家庭科の免許をもたない私に、興味に沿った講義をしてくださった家政科の先生方、大変お世話になりました。そしてありがとうございます。先生方の話はどれも面白く、そしてご自分の分野を探求していく姿は本当に素晴らしいと思いました。

ゼミの先輩方は、私にとってお姉ちゃん、お兄ちゃんのような存在でした。卒業後も相談に乗ってくれた先輩、また気にかけてメールをくれた先輩、いつも頼ってばかりでしたが、信頼できる先輩方に出会えて私はとても幸せです。今や私がゼミの最年長ですが、しっかり者の後輩達のおかげで何一つ苦勞もなくゼミの活動ができました。どうもありがとうございました。そして何より、同期のみんなとは数えきれないほどの思い出があります。楽しいこともつらいことも分かち合った同期、大学院に入ってその存在の大きさを実感しています。

お世話になった弘前、黒石、北上…この学生生活で出会ったすべての人に影響され、今の私がいると思います。そしてどんな私も受け入れ、支えてくれた家族も大切な存在です。こんなに素晴らしい環境で大学生活を送れたこと、そして多くを学べたことに感謝します。この楽しかった思い出を自分の財産にして、次のステップに進んでいけたらと思います。最後に、私に関わってくれたすべての人に感謝し、みなさんの充実した未来を心から願います。そしてそこから豊かな景観がつくられていきますように。

弘前大学大学院教育学研究科 鹿内綾子